

北栄町障がい者計画（第3期）

北栄町障がい福祉計画（第7期）

北栄町障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月

北 栄 町

## はじめに

近年の少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会情勢の急激な変化に伴い、障がいのある人やそのご家族を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況の中、障がいのある人が社会で普通に生活できるというノーマライゼーションの理念のもと、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、これからの障がい者施策の基本的な方向性を示すものとして平成 19 年 3 月に「北栄町障がい者計画（第 1 期）」、平成 29 年 3 月に「北栄町障がい者計画（第 2 期）」を策定し、各施策の推進に努めてきました。

国においては、令和 4 年 12 月改正（令和 6 年 4 月施行）された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）と「児童福祉法」によりサービスの創設、拡充や地域生活の支援体制の強化等が示されました。

町においては、「北栄町障がい者計画（第 2 期）」が令和 5 年度に終了することに伴い、これら国の基本方針及び本町の状況を踏まえた「北栄町障がい者計画（第 3 期）」を策定しました。同時に「北栄町障がい福祉計画（第 7 期）」と「北栄町障がい児福祉計画（第 3 期）」を策定しました。

今後、本計画をもとに、福祉、医療・保健、教育等の連携をさらに推進し、障がいのある人が、乳幼児期から各ライフステージに応じて必要な支援、配慮を受けながら、地域で安心して暮らせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました北栄町障がい者福祉施策推進委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

北栄町長 手嶋 俊樹

## 目次

第1章	計画の概要
1	計画の改定にあたって
第2章	障がい者等の状況
1	北栄町の人口構成
2	障害者手帳の交付状況等
3	障がいのある人の状況
4	障がい児の教育環境
第3章	施策の体系
第4章	施策の展開
1	啓発・広報
2	生活支援
3	生活環境
4	教育・生涯学習
5	雇用・就業
6	保健・医療
7	情報・コミュニケーション
8	災害時の支援・防犯対策
第5章	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画
1	計画の策定にあたって
2	令和8年度の数値目標
3	障害福祉サービスの見込量及び見込量の確保策
4	障がい児支援事業の見込量及び見込量の確保策
5	障がい児のこども・子育て支援等提供体制の整備
6	地域生活支援事業の見込量及び見込量の確保策
資料	1 北栄町障がい者福祉施策推進委員会委員名簿
	2 福祉に関するアンケート（障害福祉サービスニーズ等）調査 集計表

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の改定にあたって

### (1) 障がい者施策の動向

国の障がい者施策は、昭和45年に心身障がい者対策の総合的推進を図ることを目的とした「心身障害者対策基本法」が制定され、平成5年には従来の心身障がい者に加え、精神障がいも新たに「障がい者」と加えた「障害者基本法」に改正されました。3障がいの制度格差を解消し、地域生活を支援するため、平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、平成24年には、従来の障がい者だけではなく難病等も対象に拡大され、また地域社会における共生の実現を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。

同年、障がい者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うため「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の施行、平成25年には、障がいを理由とする差別を解消するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されました。

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止等するため、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が制定されました。

全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）も制定されました。

また、令和6年4月から施行となる障害者総合支援法の一部改正により、障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援等、地域生活や就労支援の強化等を行うとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児についても、支援内容の拡充やインクルージョン（地域社会への参加・包容）の推進体制の構築等が図られます。

### (2) 計画改定の必要性

このような社会情勢の変化に伴い、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社

会の実現をめざす総合的な保健福祉施策が求められています。

国の障害者基本計画の理念でもあります「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をもとに、本町の最上位計画である「北栄町まちづくりビジョン」においても、「障がいのある人が住み慣れた地域で、自立した生活を送ることのできる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できるまち」を目指すよう規定しています。

このような考え方のもと、多様化・複雑化する障がい者施策に対応していくため、北栄町障がい者計画を見直します。

### (3) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に定める「市町村における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画」で、本町の障がい者施策の基本的な方向と目標を設定し、保健・医療・福祉等の施策を総合的に推進するための計画です。

### (4) 改定後の計画期間

改定後の「北栄町障がい者計画」の期間は、令和6年度～令和11年度までの6年間を対象とします。

なお、計画を実施していく過程において、社会情勢や福祉環境の変化により、新たな施策への取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、柔軟な見直しを実施することとします。

北栄町障がい者計画 (第1章から第4章)	第1期	平成19～平成29年度
	第2期	平成30～令和5年度
	第3期	令和6～令和11年度

北栄町障がい福祉計画 (第5章)	第1期	平成18～20年度
	第2期	平成21～23年度
	第3期	平成24～26年度
	第4期	平成27～29年度
	第5期	平成30～令和2年度
	第6期	令和3～令和5年度
	第7期	令和6～令和8年度
北栄町障がい児福祉計画	第1期	平成30～令和2年度
	第2期	令和3～令和5年度
	第3期	令和6～令和8年度

#### (5) 計画の進捗管理

計画の進捗は、北栄町障がい者福祉施策推進委員会を中心に管理していきます。

## 第2章 障がい者等の状況

(データ：令和5年11月1日現在)

### 1 北栄町の人口構成

	総数	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上
人員(人)	14,350	2,444	2,238	4,448	5,220
構成比(%)		17.0	15.6	31.0	36.4

### 2 障害者手帳の交付状況等

#### (1) 身体障がい者(身体障害者手帳の交付状況)

##### ①等級別身体障がい者数(単位：人)

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
R 5.11.1	493	185	60	75	125	17	31

##### ②総数(493人)の年齢構成

	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上
人員(人)	12	14	71	396

##### ③障がい別身体障がい者数(単位：人)

	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部	その他
R 5.11.1	29	40	16	337	195	1

#### (2) 知的障がい者(療育手帳の交付状況)

##### ①知的障がい者数(単位：人)

	総数	A判定	B判定
R 5.11.1	125	28	97

##### ②総数(125人)の年齢構成

	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上
人員(人)	30	44	37	14

### (3) 精神障がい者

#### ①精神障害者保健福祉手帳の交付状況（単位：人）

	総数	1級	2級	3級
R 5.11. 1	151	10	111	30

#### ②総数（151人）の年齢構成

	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上
人員（人）	9	47	73	22

#### ③自立支援医療（精神通院医療）

精神通院の公費負担の対象者は、349人となっています。

### 3 障がいのある人の状況

その他、手帳の所持に関わらず、いろいろな障がい（例えば、発達障がい、難病、高次脳機能障がいなど）の診断を受けて生活をしている人もいます。

### 4 障がい児の教育環境

#### (1) 就学状況(各年度5月1日現在)

##### ①小学校・特別支援学校小学部への就学状況

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度見込
児童数	802	816	801	781	753
通常学級	738	754	737	717	688
特別支援学級	64	62	64	64	65
特別支援学校	10	9	11	10	8

##### ②中学校・特別支援学校中学部への就学状況

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度見込
児童数	358	366	371	395	407
通常学級	328	330	336	350	369
特別支援学級	30	36	35	45	38
特別支援学校	9	7	4	4	5



(2) 特別支援学級、通級の状況(令和5年11月1日現在)

①小学校の特別支援学級に在籍する児童数、通級による指導を受けている児童数

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数全体	102	107	130	116	131	130	716
特別支援学級	6	12	11	15	8	11	63
通級	5	4	3	1	4	4	21

②中学校の特別支援学級に在籍する生徒数、通級による指導を受けている生徒数

項目	1年	2年	3年	合計
児童数全体	117	121	113	351
特別支援学級	14	13	17	44
通級	0	3	1	4

## 第3章 施策の体系

次の各分野について、取り組みます。

なお、障がい福祉計画は、2の「生活支援」の事項中、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業に関する3年間の実施計画的な位置付けとして策定します。

### 1 啓発・広報

- (1) 啓発・広報の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進

### 2 生活支援

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の充実
- (3) 経済的自立の支援
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 障がい者虐待の防止
- (6) 社会参加の促進

### 3 生活環境

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 住宅環境の整備
- (3) 移動手段の整備

### 4 教育・生涯学習

- (1) 保育・学校教育等の充実
- (2) 生涯学習・文化芸術活動等の推進

### 5 雇用・就業

- (1) 一般就労の促進
- (2) 福祉的就労の促進

### 6 保健・医療

- (1) 早期気づき、早期療育・早期教育の充実
- (2) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

## 7 情報・コミュニケーション

- (1) 情報収集・情報提供の充実
- (2) 情報バリアフリー化の推進

## 8 災害時の支援・防災対策

- (1) 避難行動要支援者名簿の活用
- (2) 福祉避難所の整備
- (3) 個別避難計画の作成
- (4) 物資・器材、人材等の確保
- (5) 社会福祉施設・医療機関等との連携
- (6) 防災訓練・避難訓練の充実

## 第4章 施策の展開

### 1 啓発・広報

「ノーマライゼーション」の理念の浸透をより一層図るためには、障がいのある人に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動を積極的に実施して各種団体とも協力し、関連する行事・イベント等を通して、お互いの理解を深めていく必要があります。

また、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のためには、啓発・広報活動の充実を図るとともに、福祉教育の充実やボランティア活動等を通して、障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

#### (1) 啓発・広報活動の推進

町の広報紙やホームページ、SNSでの啓発・広報活動を継続的に行うとともに、国や県などの啓発パンフレット等の有効活用を図り、障がいのある人に対する理解を深めて、町民の意識の高揚を図ります。

また、障がいのある人に対して手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会をつくっていく、あいサポート運動に取り組みます。

「障害者週間（12月3日～9日）」「人権週間（12月4日～10日）」等各種の強調週間・月間等を利用し、障がい者団体やボランティア団体等との連携を図りながら、啓発・広報活動を実施します。

中部地区1市4町により設置された中部圏域障がい者地域自立支援協議会が主催する「中部あいサポートフェスタ」の実施によって、広域的な啓発を図ります。

#### (2) 福祉教育の推進

あいサポート研修の実施や交流の機会を設けること等により障がいのある人に対する理解を深める福祉教育をこども園・学校・地域等において、積極的に推進されるよう関係機関と連携して取り組みます。

特別支援学校・盲学校・ろう学校・養護学校（以下「特別支援学校等」という。）や児童発達支援センター等に通う子どもと町内の小・中学校に通う子どもとの交流の機会を充実させていきます。

#### (3) ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、障がいを理解するよい機会となります。町社会福祉協議会と連携し、障がいのある人に対するボランティア活動を支援します。また、障がいのある人自身がボランティア活動をし、社会に貢献していくことも大切です。地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、参加しやすくなるよう取り組みます。

## 2 生活支援

福祉に関するアンケート（障害福祉サービスニーズ等）調査（以下「アンケート調査」という。）では「親亡き後の不安」が大きくあげられていました。身近な支援者である家族の高齢化が進むにつれ、将来の自立を不安視する意見が多くありました。

令和2年度に中部地区1市4町により設置した障がい者地域生活支援拠点により障がい者の重度化、高齢化又は「親亡き後」を見据え、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる体制の整備を進めます。

今後も、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービス供給体制の整備や情報提供、権利擁護の充実に努めます。

また、継続性のある支援を行うことができるよう、福祉関係者及び職員の資質の向上、サービスの向上、相談体制の充実に努めます。

### （1）相談体制・情報提供の充実

障がいのある人のニーズやサービスが多様化・複雑化してきていることから、身近なところでの適切な相談や情報提供を受けられる体制を整備するため、平成18年度より「北栄町障がい者地域生活支援センター（以下「町支援センター」という。）」を設置し、相談体制や情報提供の充実に図ってきました。今後も、中部地区1市4町により設置した基幹相談支援センターである中部障がい者地域生活支援センター、中部地区4町で障がい児童相談を委託した相談支援センターサポートりんくすとともにネットワークの体制整備や相談支援の充実に努めます。

また、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員の設置を継続し、より身近な相談体制の充実に図るとともに、複合的な課題のある場合には、令和3年度より実施している重層的支援体制整備事業の相談支援事業を活用し、相談支援と関係機関との連携の強化を図ります。

相談支援の過程で生じた諸課題については、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置される北栄町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会において、課題解決を図ります。

### （2）障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の充実

障がい者施策の目標は「ノーマライゼーション」の理念の実現であり、障がいのある人が住みなれた地域で生活が保障されるところにあります。そのためには、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者本位の考え方に立って、必要な障害福祉サービス等の供給体制の整備の充実が必要です。

このために、第5章の障がい福祉計画の中で、各年度の①障害福祉サービス、②相談支援、③地域生活支援事業の見込み量及び見込み量の確保のための方策を立て

て取り組みます。

### (3) 経済的自立の支援

アンケート調査で、現在の生活で困っていることや将来の不安として、収入や財産に関することが多くあがっており、経済的な支援を求める声が強いことが分かります。

障がいのある人の経済的な自立を促進していくためには、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金・手当等の給付や、各種助成制度等（有料道路における割引、NHK放送受信料免除等の減免制度、補装具費の支給、自立支援医療給付等）についても周知に努めるとともに、制度の充実について検討を進めていきます。

また、町が実施している生活困窮者自立支援事業とも連携し、経済的な課題に対する支援につなげます。

### (4) 権利擁護の推進

アンケート調査で、成年後見制度の利用を検討している又は制度を知りたいという声があげられていました。

知的・精神に障がいがあり、判断能力が不十分な人が社会の中で本人の意思が尊重され、自立して生活していくためには、サービス利用や財産管理、日常生活への支援を行う必要があります。社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の活用をはじめ、成年後見制度の周知に努めます。

平成 25 年度より、高齢者及び障がい者の権利擁護相談支援事業を中部成年後見支援センター「ミットレーベン」に委託し、専任相談員による相談体制や情報提供の充実を行いました。また、令和 3 年度に町成年後見制度利用促進計画を策定し、制度利用に関する促進体制の整備を行いました。障がいのある人が自ら意思決定するという原則を最大限尊重し、支援者、関係機関等が本人の意思の表明を支援する等、障がい特性に応じた適切な意思決定支援ができるよう今後も権利擁護に関する事業の推進を図ります。

平成 28 年に施行された障害者差別解消法において、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められることとなりました。さらに、令和 6 年 4 月から施行となる改正障害者差別解消法においては、事業者に対してもこれまで努力義務であった合理的配慮の提供が義務化されます。

今後も、障がいがある人の権利について認識する機会となる研修実施に協力し、差別解消、権利擁護等に対する理解促進を図ります。

また、触法障がい者(罪を犯した障がいのある人)の出所後の社会復帰支援体制を、鳥取県地域生活定着支援センター等と連携し検討します。

### (5) 障がい者虐待の防止

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う「北栄町障がい者虐待防止センター」を同年設置し、虐待事案が発生した場合に迅速かつ組織的に統一した対応ができるよう「北栄町障がい者虐待防止・対応マニュアル」を策定しました。

今後も、虐待の早期発見、早期対応を図る「北栄町高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会」等において関係機関との連携した取り組みを強化するとともに、虐待の内容によっては、県が実施する障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業を活用し、専門的な助言・支援を得て対応します。

### (6) 社会参加の促進

各障がい者団体への運営助成を継続し、団体の連携や活動を充実させ、社会参加に必要な情報収集や関係団体に対する指導・助言を行います。

また、日中一時支援・地域活動支援センター・移動支援等の地域生活支援事業を周知し、余暇の充実を図るとともに、重層的支援体制整備事業の参加支援事業の活用も行い、社会参加を促します。

## 3 生活環境

障がいのある人もない人も、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障がい者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進します。

### (1) 福祉のまちづくりの推進

車いす使用者等用駐車場の適正利用を図るハートフル駐車場利用証制度など福祉のまちづくりの推進について、より一層の普及啓発に努めます。

また、公共的な施設のバリアフリー化、段差の解消や点字ブロックの設置、多機能トイレの設置などユニバーサルデザインによるまちづくりを推進する必要があります。

北栄町障がい者地域自立支援協議会における協議や北栄町福祉のまちづくり推進事業等を活用しながら、地域全体の課題解決にむけた取り組みをさらに強化します。

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築について検討します。

## (2) 住宅環境の整備

建替えをした由良宿町営住宅は、県の福祉のまちづくり条例の基準を満たしたバリアフリー施設（エレベーター、スロープ、手摺等設置）とし、障がいのある人に配慮された住宅環境となっています。今後の住宅環境の整備についても、障がいのある人に配慮されたものとなるように努めます。

また、町が実施している障がい者住宅改良助成事業や地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）等の制度周知を行います。

## (3) 移動手段の整備

アンケート調査では、希望・要望するものの中に「外出の際の支援」があげられています。町が実施している外出支援に関する事業など移動支援の充実に努めます。

町の在宅通院支援事業やタクシー利用料助成事業では、これまで助成回数の増回や町内定額チケットの導入など、利用しやすい事業となるよう拡充に取り組んできました。近年は一部地域で住民による共助交通の取り組みも始まっており、地域全体で「移動手段整備」が充実するよう取り組みを推進します。

また、自動車を運転することで、障がいのある人の生活範囲の拡大が期待できることから、自動車運転免許取得助成や自動車改造費助成の利用を促進します。

## 4 教育・生涯学習

障がいの有無に関わらず全ての子どもがともに教育を受けられるよう、また一人ひとりの障がい特性に応じた必要な配慮に適した教育が受けられるよう、支援を行うことが大切です。

発達障がい等のある子どもの増加や障がいの多様化、複雑化等している状況を踏まえ、障がいを早期に発見し、適切な支援に結びつけることは、将来の社会的自立・参加に効果があります。また、障がいのある子どもを支えている家族への支援にもつながります。

乳幼児期から始まっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子ども一人ひとりが持っている能力を最大限に引き出せるよう一貫した教育・療育体制の構築に努めます。

また、学校卒業後においても、学びの機会や文化芸術等に親しむことは、生きがいや社会参加につながるとともに、障がいの有無に関わらず共に活動することで、障がいのある人に対する正しい理解の場としての役割も果たします。

### (1) 保育・学校教育等の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子ども一人ひとりのニーズに応じ、特別な教育的支援が必要な子どもに一貫して適切な保育・教育を展開するため、関係機関と連携をとり、早期からの適切な指導、支援が行われるよう体制の充実に努めま



す。

また、特別な支援を必要とする児童の保育を行うための加配を行うとともに、発達に応じた質の高い幼児教育・保育を行うため、こども園内外における研修機会の確保と内容の充実を図ります。

さらに、インクルージョンの推進を図るため、障害児通所事業所等との連携を強化し、障がいの有無にかかわらず地域生活への参加、移行を推進します。

併せて、卒業後の就労支援として、自立した生活が生まれ育った地域で送れるよう、現場実習や企業体験活動等の推進に努めるとともに、障がいの特性に応じた適切な就労が確保できるよう進路支援の充実に努めます。

## (2) 生涯学習・文化芸術活動等の推進

障がいのある人が生涯学習の場に気軽に参加できるよう学習機会の提供に努めます。また、文化芸術活動やスポーツに親しむことができるよう各種イベントの周知や移動支援事業等の活用できる制度の情報提供に努めます。

加えて、アンケート調査では、職場や学校等で差別を受けたり、他者との関係で嫌な思いをしたことがあるという声があがっています。平成 25 年に制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいに対する偏見を人権問題として位置付け、出前講座や人権を学ぶ会、あいサポート研修等の機会をとらえ人権啓発・障がい理解の推進に努めます。

## 5 雇用・就業

アンケート調査では、「収入が少ない」「職場の上司や同僚に理解がない」など様々な問題や課題があります。

雇用・就業は、障がいのある人の自立・社会参加のための重要な柱です。障がいのある人がその適性と能力を発揮できるよう、企業・行政機関その他関係機関と連携し、一般就労・福祉的就労の促進に努めます。

### (1) 一般就労の促進

障がいのある人が希望及び適性に応じて安心して働き、自立した生活を送るためには雇用・福祉・保健・教育・医療などの関係機関による連携が必要であるとともに、障がい者雇用の理解と促進を図り、就業機会の確保に努めることが大切です。障がい者を含めたすべての人がお互いを尊重し、共に働きやすい職場の環境づくりと雇用の促進を図るために、平成 30 年施行の北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく施策を推進します。

今後もハローワーク、特別支援学校、公共職業訓練施設、障害者就業・生活支援センター等と連携して一般就労の促進と就労の定着支援の充実に努めます。

また、令和 6 年 4 月から施行となる障害者雇用促進法の一部改正において、障が

い者法定雇用率が、民間企業では2.3%から2.5%へ、国及び地方公共団体では2.6%から2.8%となり、今後も段階的に引き上げられます。法定雇用率未達成企業等に対しては、ハローワークを中心に障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度等の周知等を行い、障がいのある人の雇用促進に努めます。

## (2) 福祉的就労の促進

福祉的就労は、一般就労が困難な障がいのある人の働く場としてだけでなく、一般就労に向けた支援や就労後の定着支援、働くことによる生きがいつくり等、地域で自立した生活を営むための重要な役割を担っています。

平成25年より障害者優先調達推進法が施行され、本町としても積極的に障がい者就労施設等から物品等の調達を推進することで、障がいのある人の就労の促進を図るよう努めています。また、障がい福祉サービス事業所は町と連携して障がいのある人の賃金及び工賃の水準を高めるよう努め、収入の増加につながるよう取り組みます。

## 6 保健・医療

アンケート調査では、健康面や医療面に関する困り事や将来への不安があがっています。

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、適切な保健サービス、医療やリハビリテーションを受けることができる体制の充実が必要です。また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を実施することが大切です。

### (1) 早期気づきと早期治療・早期療育の充実

先天的な障がい、乳幼児期の障がいについては、早期に障がいに気づき、適切な治療や療育等につなぐことが必要であり、母子保健事業や健康増進事業など各種事業の充実が求められます。

妊産婦等に対する訪問活動、乳児健康診査等の各種健診、こども園等の巡回相談を充実し、医療機関とも連携を図り、疾病や障がいの早期気づきと早期治療・早期療育に努めます。

また、発達障がいについては北栄町発達支援連携協議会において、教育・福祉・保健・医療等の各機関と連携をとり、妊娠期から成人期まで一貫した効果的な支援ができるよう発達支援体制の一層の充実に努めます。

後天的な障がいについては、障がいの原因となり得る脳血管障がい等の疾病等の予防・早期気づき・早期治療のための健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練等、各種保健サービスの充実に努めます。

## (2) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、生活や地域に密着したリハビリテーションが必要です。

高次脳機能障がい等の治療やリハビリテーションにより軽減される障がいについては、適切な医療・リハビリテーションの提供が可能となるよう、慢性腎不全等の継続的な医療が必要な障がいのある人に対しては、治療のために必要な医療サービスの提供が可能となるよう努めます。

精神障がいのある人に対しては、地域で安心して暮らしていけるよう町支援センターや保健師等の専門職による訪問支援、デイケアの利用促進、医療機関等によるカウンセリングの充実に努めます。

また、近年の医療技術の進歩を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。令和3年より医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児やその家族の日常的、社会的生活を支える施策の推進が明記されました。医療的ケア児についても、地域において包括的な支援を受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化し、支援体制の充実に努めます。

## 7 情報・コミュニケーション

障がいのある人が地域で安心して暮らしたり、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が重要です。令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法において、情報の取得利用、意思疎通に係る施策の総合的な推進が明記されました。コミュニケーションの方法は障がいの種類・程度、特性によって異なることから、ICT（情報通信技術）の活用や手話、要約筆記、音声などにより情報を取得する手段を選べるよう取り組みを進める必要があります。

情報アクセシビリティやコミュニケーションに焦点を当て、情報の取得利用等の施策の推進に努めます。

### (1) 情報収集・情報提供の充実

各種のサービス情報等、保健・医療・福祉に関する様々な情報について、誰もが手軽に入手できるよう、情報誌等の配布や町のホームページ・SNSを活用した情報提供について、より一層の充実に努めます。

また、意思疎通支援事業の充実に努め、手話通訳者、要約筆記者等の養成研修、これらの派遣体制の充実・強化を推進するとともに、県等にも積極的に働きかけます。

平成25年に手話を言語として普及を進める鳥取県の「手話言語条例」が制定されたことから、あいさつが手話でできる町職員を増やし、簡単なコミュニケーション

ンがとれるようにします。

令和2年には、役場窓口等に筆談ボード、コミュニケーション支援ボードを設置し、意思疎通、情報伝達の向上を図りました。

## (2) 情報バリアフリー化の推進

障がいのある人の情報の入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、平成23年度から毎月の広報誌を音声訳した「広報北栄音声版」の提供をしています。さらに平成25年度から、定時の町放送の内容をホームページに掲載する取り組みを始めています。

また、ICTを活用した情報支援機器の利用促進の検討を進め、情報格差の解消を図ります。

## 8 災害時の支援、防災対策

平成28年発生の鳥取県中部地震をはじめ、近年、台風や豪雨等の大規模災害が発生しており、自然災害時における要支援者の避難体制整備のより一層の充実が必要です。

さらに、令和2年より流行した新型コロナウイルス感染症といった感染症発生等、複合災害発生時における避難体制の整備も新たな課題となっています。

事前の防災体制と災害時における支援体制について改めて見直し、関係機関の連携と支援体制の充実を図ります。

### (1) 避難行動要支援者名簿の活用

災害時における支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿等を活用した適切な避難支援や、安否確認ができる体制整備の充実に努めます。

### (2) 福祉避難所の整備

大栄健康増進センター・北条健康福祉センターを福祉避難所に指定し、円滑な設置・運営と平時から事前の取り組みを促進するための福祉避難所設置・運営マニュアルを策定しました。

令和3年に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、感染症や熱中症、環境衛生対策の実施、要配慮者への必要な支援の実施等が明記されました。

今後も福祉避難所の施設整備と周知を図り、災害時の活用を促進します。

### (3) 個別避難計画

令和3年の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための個別避難計画の作成が、市町村の努力義務と明記されました。災害発生時等に速やかな避難支援を実施するために計画の作成に努めます。

#### (4) 物資・器材、人材等の確保

災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定され、アンケート調査においても、災害時の医療的ケア児のケアに必要な物品や電源の確保も課題としてあがっています。

一定程度の物資等の備蓄に努めることとし、併せて災害時において速やかに調達できるよう、協定の締結等事前対策を講じます。

また、福祉避難所における要支援者の日常生活活動のニーズとして、介護や手話通訳、相談支援等に当たる人材が必要となります。介護サービス提供事業者や手話通訳者等派遣事業所等との間で協定を締結するとともに県と連携を図りながら、福祉避難所における専門的人材の確保に努めます。

さらに、「防災対策」「応急対策」に必要な知識、技能を有し地域の防災リーダーとして活動する防災士の養成を継続し、地域の防災活動等の強化を進めていきます。

#### (5) 社会福祉施設・医療機関等との連携

福祉避難所の設置・運営を円滑に行うためには、社会福祉施設や医療機関等と協力が必要になることから、平時からの情報共有等、連携強化に努めます。

#### (6) 防災訓練・避難訓練の充実

障がいのある人・家族・支援機関等が、災害時に的確な情報伝達・避難方法を習得するために、防災訓練への参画促進と避難訓練実施の協力を努めます。

また、北栄町障がい者地域自立支援協議会主催の防災研修を実施し、災害に関する基礎知識、自助・共助・公助の役割についての学びや、災害時の対応方法を習得する機会を確保します。このような訓練や研修の場をとおし、障がいのある人に対する必要な手助けや配慮について、平時から住民への理解促進を図ります。

# 北栄町障がい福祉計画（第7期） 北栄町障がい児福祉計画（第3期）

計画の構成は、第1章から第4章までが、「障がい者計画（第3期）」、第5章から「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」となっています。

令和6年3月

北 栄 町

## 第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画の趣旨

##### ①障がい福祉計画(第7期)

この計画は、障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を計画的に提供できるように、具体的な数値目標や必要量の見込などを定めた計画です。

現在策定されている第6期の障がい福祉計画を見直し、新たに第7期の計画を策定しました。

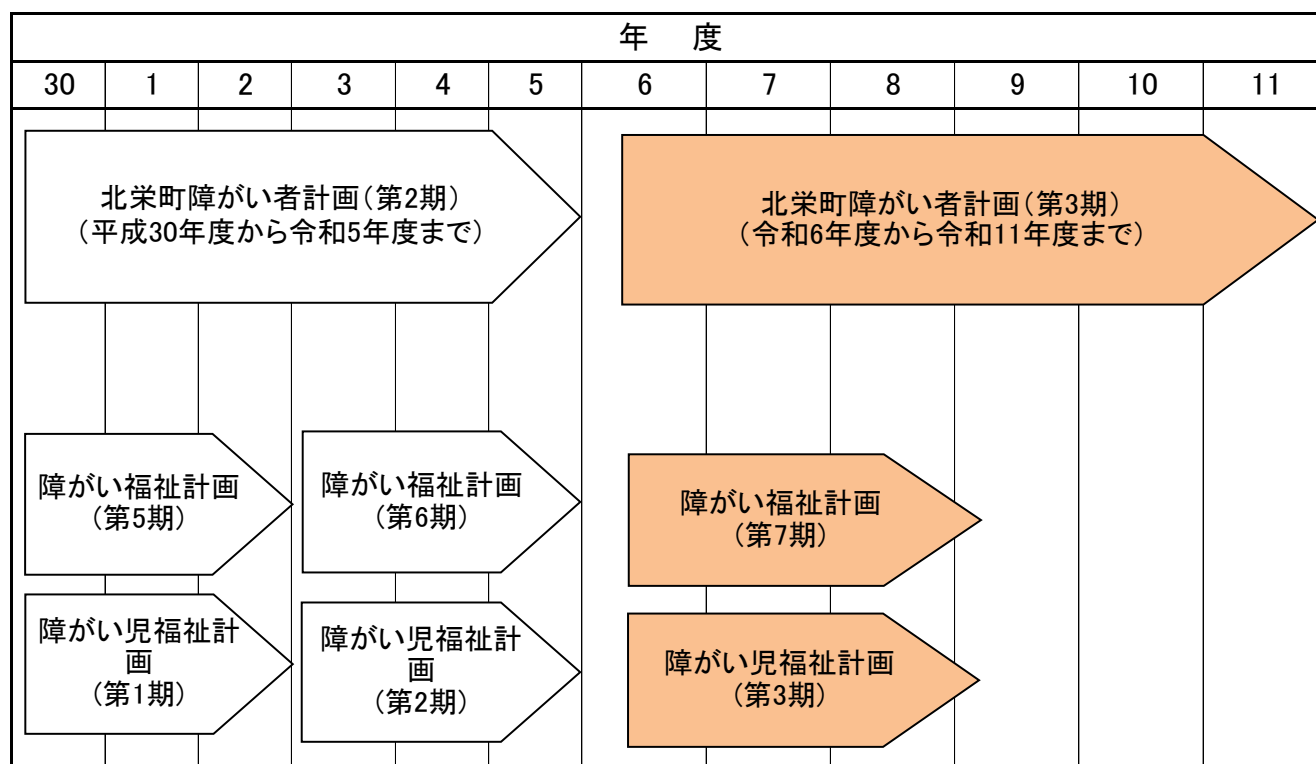
##### ②障がい児福祉計画(第3期)

平成28年の児童福祉法の改正により、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画についても、障がい福祉計画同様に策定が義務づけられたもので、前期に引き続き「障がい福祉計画(第7期)」と一体的に策定しました。

#### (2) 計画の期間

障がい福祉計画(第7期)は、国の基本指針のとおり令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

障がい児福祉計画(第3期)も同様に、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



### (3) 計画の進捗管理等

計画の進捗管理・評価等につきましては、毎年障害福祉サービス等の利用実績を把握し、北栄町障がい者福祉施策推進委員会及び北栄町障がい者地域自立支援協議会において、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、計画の達成状況等の分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

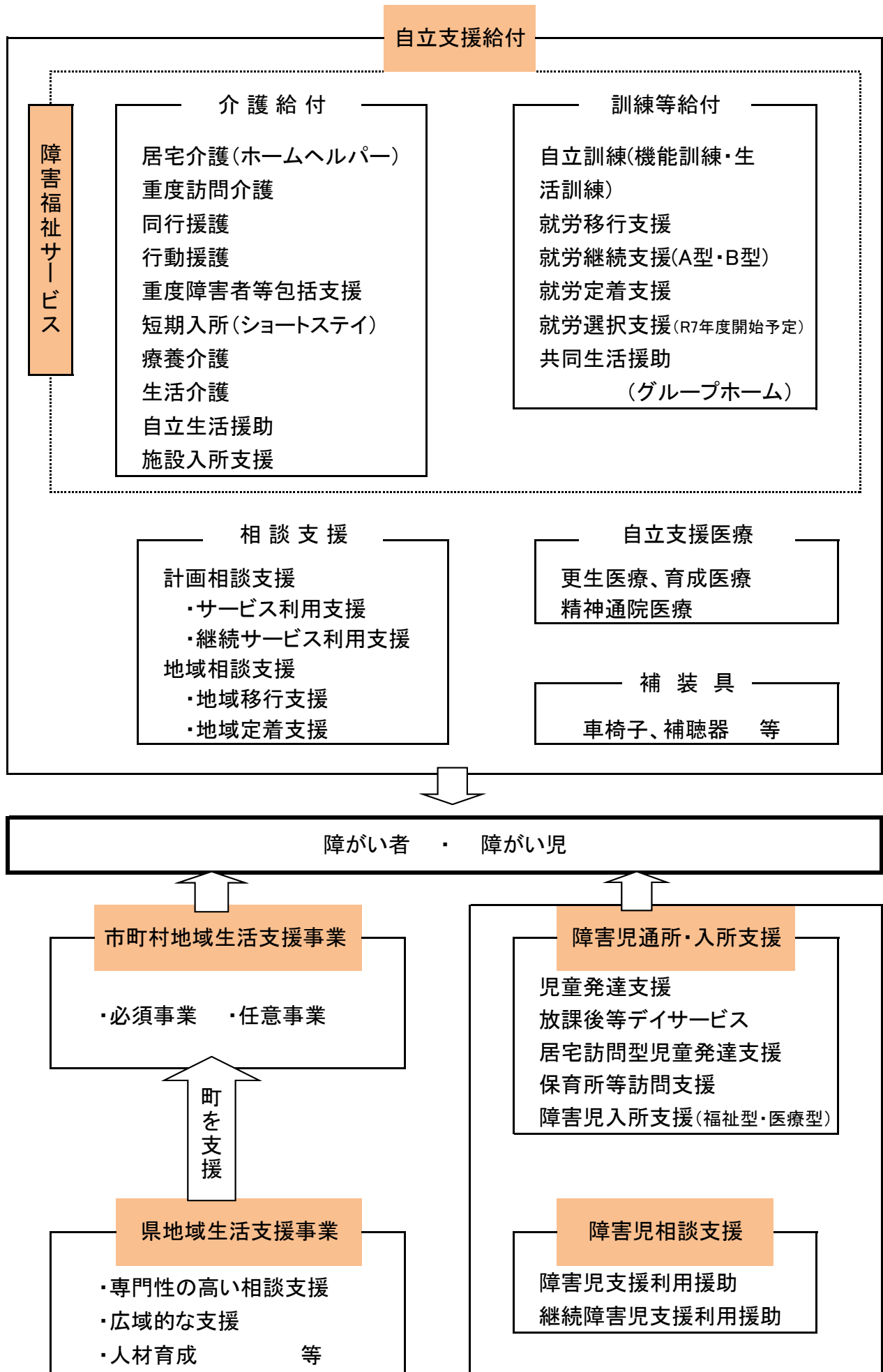
### (4) 障害福祉サービス等の体系

障がい者・障がい児を対象とした支援は、障害者総合支援法による「自立支援給付」や「地域生活支援事業」及び児童福祉法で構成されています。「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」等の障害児通所支援は市町村が実施し、障害児入所支援は都道府県が実施します。

### (5) 障がいの定義

支援の対象となる障がいの範囲が見直され、それまで対象とされていた身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい含む。)に、平成25年4月から難病等が加えられました。対象となる疾病については、令和6年4月より366疾病から369疾病へ拡大されます。





## 2 令和8年度の数値目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画においては、地域生活への移行者数を3人、施設入所者数は41人から1人削減し40人とすることを目標としていました。令和5年3月末時点で、地域生活への移行者数は2人となっており、数値目標の達成は見込めない状況にあります。施設入所者数については32人となっており、目標を達成していますが、減少した要因は介護施設への転所、入院、死亡が主です。

計画の見直しにあたり、国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行するとともに、施設入所者数を5%以上削減することを目標としています。

本町では、令和8年度末までに本表数値を目標とし、入所施設及び相談支援事業所等と連携しながら、地域生活への移行促進に取り組みます。

※地域生活移行者数の目標値については、鳥取県障がい者地域自立支援協議会での協議結果に基づき、国の基本指針を前提としつつ、本町の過去の地域生活移行者数の実績も参考に設定しました。

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	国の指針
施設入所者数	32人	30人	令和4年度末時点から5%以上削減
地域生活移行者数	2人	3人	令和8年度末までに、令和4年度末入所者数の6%以上削減 (施設入所からグループホーム等への移行者数)

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、長期精神病院入院者の地域移行等に関し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目標としています。第6期計画において、鳥取県精神障がい者地域移行推進会議等との共同設置(開催)を検討しましたが、各圏域や市町村等それぞれの地域の実情に沿って協議ができる場の設置が求められているところです。

高度な専門性や広域での対策が必要であるため、本町では、中部圏域障がい者地域自立支援協議会と連携し、中部圏域での協議の場の設置を目指します。

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	未実施	実施	中部圏域障がい者地域自立支援協議会と連携実施

### (3) 地域生活支援の充実

第6期計画に基づき、障がい者の地域生活への移行を進めるため、令和2年度末に地域生活を支援する機能(相談、体験の機会及びその場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等を中部圏域内に整備しました。

拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討は市町、中部圏域障がい者地域自立支援協議会を中心に行っているところですが、より効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるため、引き続き検証等行うこととします。

また、国の基本指針では、強度行動障がい者を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備をする目標が新たに設定されました。

本町においては、中部圏域で設置している基幹相談支援センター(中部障がい者地域生活支援センター)や中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町とともに支援ニーズの把握と支援体制の整備を進めます。

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた検証及び検討	実施	実施	中部圏域(基幹相談支援センター)、中部圏域障がい者地域自立支援協議会
強度行動障がい者の状況把握と支援体制の整備	—	実施	中部圏域(基幹相談支援センター)、中部圏域障がい者地域自立支援協議会

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設から一般就労へ移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上、うち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型については1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととし、令和8年度における就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目標としています。

本町では、一般就労への移行を4人とすることを目指します。

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の就労の専門機関との連携や町が設置している生活困窮者自立相談支援機関(就労支援)と協働し、雇用定着を目指します。

項目	実績 (令和3年度末)	目標 (令和8年度末)	国の指針
一般就労移行者数	1人	4人	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援から一般就労移行者数	0人	1人	令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労移行者数	0人	1人	令和8年度までに、令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労移行者数	1人	2人	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業利用者数	0人	1人	令和8年度までに令和3年度実績の1.41倍以上

(5)障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針では、下記項目を、令和8年度末までに設置することを目標としています。

児童発達支援センターについては、設置若しくは市町村における支援体制を整備すること、障がい児の地域社会への参加、包容(インクルージョン)については、推進体制の構築が新たに目標として設定されました。

本町においては、中部圏域の市町等と協議を進め、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援を中心に、その他の支援も活用しながらインクルージョンの推進体制を構築します。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所については、利用状況等を見込み、サービス提供の実施を目指します。

医療的ケア児の支援体制については、中部圏域障がい者地域自立支援協議会(医療的ケアを要する障がい児者支援部会)に協議の場を設置しているため、当該協議会を中心に引き続き関係機関との連携を図ります。また、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、教育総務課、健康推進課、福祉課に配置しました。

項 目	実 績 (令和4年度末)	目 標 (令和8年度末)	備 考
児童発達支援センターの設置若しくは市町村における支援体制の整備	未実施	実 施	中部圏域で検討
保育所等訪問支援が利用できる体制	実 施	実 施	中部圏域(圏域内の保育所等訪問支援事業所)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	実 施	実 施	中部圏域(中部療育園)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実 施	実 施	中部圏域(中部療育園)
医療的ケア児支援のため関係機関の協議の場の設置	実 施	実 施	中部圏域(中部圏域障がい者地域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援部会)
医療的ケア児支援のため医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	実 施	実 施	教育総務課、健康推進課、福祉課に配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化に努めること、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善が新たに設定されました。

本町においては、中部圏域で基幹相談支援センター（中部障がい者地域生活支援センターに委託）を設置しています。町に設置する障がい者地域生活支援センター等との連携もより密にし、相談支援体制の強化を図ります。また、中部圏域障がい者地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じ、地域のサービス基盤の開発等を図ります。

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	実施	中部圏域（基幹相談支援センター）
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	—	実施	中部圏域（基幹相談支援センター）、中部圏域障がい者地域自立支援協議会

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築することを目標としています。

本町においては、引き続き基幹相談支援センターや中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等での研修や協議を行い、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図ります。

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	実施	実施	中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等で協議

### 3 障害福祉サービスの見込量及び見込量の確保策

#### (1) 訪問系サービス

##### 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

サービス名	内 容
居宅介護(身体介護、家事援助)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するなど、必要な援助を行います。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

##### ○居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第6期計画	23	371	24	391	25	411
サービス実績	13	214	13	199	15	223
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	20	345	21	365	22	385

※令和5年度の数値は推計値です。(以下同じ)

※単位は1ヶ月当たりの利用者数(人)及び、1ヶ月当たりの延べ利用時間数(時間/月)です。

※訪問系サービスの内訳

##### ○居宅介護(身体介護、家事援助、通院等介助)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第6期計画	15	300	16	320	17	340
サービス実績	11	186	11	163	13	190
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	14	280	15	300	16	320

##### ○重度訪問介護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第6期計画	1	50	1	50	1	50
サービス実績	1	23	1	34	1	26
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	50	1	50	1	50

○同行援護・行動援護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第6期計画	6	18	6	18	6	18
サービス実績	1	5	1	2	1	7
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4	12	4	12	4	12

※行動援護はサービス利用実績なしです。

○重度障がい者等包括支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第6期計画	1	3	1	3	1	3
サービス実績	0	0	0	0	0	0
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	3	1	3	1	3

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。

[見込量の確保策－訪問系サービス]

利用者・事業者に必要な情報提供を行うとともに、障がい者個々のニーズを把握し障がい特性に対応したサービスが提供できるよう取り組みます。

また、継続して県及び関係機関と連携しながら、地域での安定した生活を確保するためのサービス提供体制の整備に取り組みます。



(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護・療養介護・短期入所

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○生活介護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	51	1020	51	1,020	55	935
サービス実績	51	1,061	44	924	42	883
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	48	960	48	960	48	960

※単位は1ヶ月当たりの利用者数(人)及び、1ヶ月当たりの延べ利用日数(人日/月)です。

支給実績及び利用者数の伸び率を参考に、見込みました。1人当りの利用見込み単位量は20日としました。

○療養介護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	5		5	-	5	-
サービス実績	3	-	3	-	3	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4	-	4	-	4	-

※単位は1ヶ月当たりの利用者数です。

給付実績を参考に利用者数を見込みました。

○短期入所

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	3	15	3	15	3	15
サービス実績	4	33	4	33	6	58
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	6	30	6	30	6	30

国の基本指針と利用実績及び利用者数の伸び率を参考に、今後の支給量及び利用者数を見込みました。利用状況は、家族介護者のレスパイトや緊急時における数日間の利用となっており、1人当りの利用見込み単位量は5日としました。

[見込量の確保策－生活介護・療養介護・短期入所]

障がいのある人やその家族等に向けた情報提供や支援体制の充実を図るとともに、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者へのサービス提供体制の確保に向けて県及び関係機関と連携しながら取組みます。

また、計画相談支援事業所と緊密に連携し、必要に応じてサービス内容の変更等、障がい者のニーズに合わせた速やかな対応に努めます。

イ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービス名	内 容
自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

○自立訓練(機能訓練)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	1	8	1	8	1	8
サービス実績	1	17	1	16	1	12
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	8	1	8	1	8

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位量は8日としました。

○自立訓練(生活訓練)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	1	22	1	22	1	22
サービス実績	0	0	0	0	0	0
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	22	1	22	1	22

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位量は22日としました。

○宿泊型自立訓練

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	5	150	5	150	5	150
サービス実績	3	82	3	96	3	98
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	5	150	5	150	5	150

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位量は30日としています。

[見込量の確保策－自立訓練(機能訓練・生活訓練、宿泊型自立訓練)]

地域生活への移行を進めるため、関係機関と連携して身体機能や日常生活能力の維持・向上のために支援が必要な障がいのある人の把握に努め、適正なサービス利用のための速やかな対応に努めます。

ウ 就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援

サービス名	内 容
就労選択支援	就労アセスメント等を通し、希望、能力、障がいの状況に応じた職業選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型:雇 用型、B型:非雇 用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行し、就労の環境変化により生活面の課題が生じた人に、一定期間、問題解決のため指導等を行います。

○就労選択支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	—	—	—	—	—	—
サービス実績	—	—	—	—	—	—
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	—	—	1	20	1	20

国の基本指針と他就労系サービスの利用実績を基に、1人を目指します。1人当りの利用見込は単位量は20日としました。令和7年度中に開始予定のため6年度の見込みはなしとしています。

○就労移行支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	3	54	3	54	3	54
サービス実績	3	59	1	30	0	0
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	18	1	18	1	18

国の基本指針と利用実績及び利用者数の伸び率を基に、1人を目指します。1人当りの利用見込は単位量は18日としました。

○就労継続支援A型

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	22	440	22	440	22	440
サービス実績	25	496	25	478	24	488
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	25	500	25	500	25	500

利用実績及び利用者数の伸び率を参考に、地域生活への移行者数を勘案して、今後の支給量及び利用者数を見込ました。1人当りの利用見込み単位量は20日としました。

○就労継続支援B型

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	50	900	50	900	50	900
サービス実績	46	794	47	770	48	836
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	47	846	47	846	47	846

利用実績及び利用者数の伸び率を参考に、地域生活への移行者数を勘案して、今後の支給量及び利用者数を見込ました。1人当りの利用見込み単位量は18日としました。

○就労定着支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	1	-	1	-	1	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	-	1	-	1	-

[見込量確保策－就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援]

障がいのある人やその家族等に向けた情報提供の充実を図るとともに、福祉、教育、雇用分野の関係機関と連携し、障がいのある人が適性と能力に応じた職に就けるよう、就労支援に取り組めます。また、福祉施設から一般就労に移行、定着できるよう支援の体制整備に努めます。

(3) 居住系サービス(共同生活援助・施設入所支援・自立生活援助)

サービス名	内 容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしへ移行する人に一定の期間定期的に訪問等を行い支援します。

○共同生活援助(グループホーム)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	19	-	20	-	21	-
サービス実績	20	-	20	-	21	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	22	-	23	-	24	-

国の基本指針に基づく地域生活への移行者数の目標値を基に、利用者数の増加を見込みました。

○施設入所支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	41	-	41	-	40	-
サービス実績	38	-	33	-	32	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	32	-	31	-	30	-

国の基本指針に基づき、地域生活への移行を進め、令和8年度末の施設入所者数を30人とすることを目指します。

○自立生活援助

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	1	-	1	-	1	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	-	1	-	1	-

[見込量確保策－居住系サービス]

障がいのある人のニーズを踏まえ、施設入所については真に必要な方に限定することとし、施設と連携して入所者の意向を把握しながら地域生活への移行を支援します。また、環境整備に取り組み地域移行後に生じる様々な課題については、中部圏域障がい者地域自立支援協議会で協議するなど、中部圏域の市町と県と連携しながら取り組めます。

(4) 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所する人又は精神科病院等に入院している人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時（24時間）の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。

○計画相談支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	46	-	47	-	48	-
サービス実績	44	-	39	-	41	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	42	-	43	-	44	-

計画相談支援については、平成30年からモニタリング期間の見直しがされ増加しています。相談現状における継続サービス利用支援の必要数及び新規のサービス利用者数を勘案し、利用者数を見込みました。

○地域移行支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	1	-	1	-	1	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	-	1	-	1	-

これまで実績はありませんが、入所施設及び精神科病院からの地域移行の際に必要なとなる利用者を1名見込みました。

○地域定着支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第6期計画	1	-	1	-	1	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	-	1	-	1	-

入所施設及び精神科病院からの地域移行者のうち、常時の支援体制が必要な方を1名見込みました。

[見込量確保策－相談支援]

計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者の確保に努め、また、相談支援の提供体制の充実を図っていくため中部圏域障がい者地域自立支援協議会で、相談支援員の人材確保と資質向上を図ります。

また、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の質の向上を図るための体制整備について、中部圏域障がい者地域自立支援協議会で中部圏域の市町や県と連携しながら取組みます。

## 4 障がい児支援事業の見込量及び見込量の確保策

- (1) 障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・  
保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学期の障がい児について、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児について、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

### ○児童発達支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	7	28	7	28	7	28
サービス実績	5	11	5	20	11	26
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	14	56	14	56	14	56

利用者の人数及び1人当りの平均的な利用量の実績を参考に、今後の利用者数及び支給量を見込みました。1人当たりの利用量は、1月当たり4日としています。

### 【参考】○医療型児童発達支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	3	12	3	12	3	12
サービス実績	2	4	2	3	3	4
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	-	-	-	-	-	-

R6年度から児童発達支援の福祉型と医療型が統合されるため、医療型(3人、12日人/月)の見込量を児童発達支援に合算しました。

### ○放課後等デイサービス

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	41	328	42	336	43	344
サービス実績	58	554	65	598	68	664
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	69	552	70	560	71	568

放課後等デイサービスについては、主にこころのケアを専門とした事業所の開設や、新たな事業所の開設により利用者が増加しています。利用者の人数及び1人当たりの平均的な利用量の実績を参考に、今後の利用者数及び支給量を見込みました。1人当たりの利用量は、1月当たり8日としています。

○保育所等訪問支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	3	3	3	3	3	3
サービス実績	4	5	6	11	11	21
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	11	22	11	22	11	22

利用者の人数及び1人当たりの平均的な利用量の実績を参考に、今後の利用者数及び支給量を見込みました。1人当たりの利用量は、1月当たり1日としています。

○居宅訪問型児童発達支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	1	8	1	8	1	8
サービス実績	0	0	0	0	0	0
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	8	1	8	1	8

[見込量確保策－障害児通所支援系事業]

母子保健担当課及び教育委員会、医療機関等と連携し、障がい児に関する情報共有を図り、障がい特性に応じた適切で速やかな支援が行われるよう、支援体制の確保に努めるとともに、利用者のニーズに対応した情報提供を行います。

(2) 医療的ケア児等の支援調整コーディネーター設置

○医療的ケア児等の支援調整コーディネーター設置

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	0	－	1	－	1	－
サービス実績	3	－	3	－	5	－
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	6	－	6	－	6	－

医療的ケア児等の支援調整コーディネーター養成研修の講習修了者数で見込みました。

(3) 障がい児相談支援

○障がい児相談支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	23	－	24	－	25	－
サービス実績	19	－	28	－	31	－
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	32	－	33	－	34	－

利用者の人数及び今後の新規利用者数を勘案して見込んでいます。

## 5 障がい児のこども・子育て支援等提供体制の整備

### (1) 障がい児のこども・子育て支援

サービス名	内 容
1号認定	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみ受ける児童が利用します。
2号認定	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
3号認定	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ

#### ○1号認定

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	0	-	0	-	0	-
サービス実績	0	-	1	-	0	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	0	-	0	-	0	-

#### ○2号認定

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	16	-	16	-	16	-
サービス実績	20	-	21	-	28	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	23	-	23	-	23	-

#### ○3号認定

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	1	-	1	-	1	-
サービス実績	0	-	1	-	0	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1	-	1	-	1	-

#### ○放課後児童健全育成事業

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第2期計画	31	-	31	-	31	-
サービス実績	45	-	42	-	43	-
サービス見込量	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	44	-	44	-	44	-

#### [見込量確保策－障害児通所支援系事業]

見込量は、障害児通所支援等を現在利用している人の実績と0歳から2歳までの実態とニーズ調査考慮し、算出しています。

教育委員会と連携し、障がい児の受入体制の整備を行います。



## 6 地域生活支援事業の見込量及び見込量の確保策

### (1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施するもので、必須事業と、市町村の判断により任意に実施する事業があります。

#### 【必須事業】

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

#### 【任意事業】

- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 聴覚障がい者生活支援事業
- ・ 声の広報等発行事業
- ・ 点訳、朗読奉仕員養成研修事業
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業

### ※相談支援事業の種類

#### ①障がい者相談支援事業

障がいのある人、その介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者への指導や助言、各種の相談機関の連携強化に取り組みます。

#### ③住宅入居等支援(居住サポート)事業

保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援や、家主などへの相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行います。

## (2) 地域生活支援事業のサービス実績及びサービス見込量について

## ア 地域生活支援事業のサービス実績

名称	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業						
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人	4人	1人	2人
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記派遣事業	200件	79件	200件	88件	200件	78件
手話通訳者設置事業	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所
日常生活用具給付等事業	345件/年	354件/年	345件/年	331件/年	345件/年	350件/年
①介護・訓練支援用具	5	1	5	6	5	5
②自立生活支援用具	5	6	5	2	5	5
③在宅療養等支援用具	5	1	5	3	5	5
④情報・意思疎通支援用具	5	2	5	2	5	5
⑤排泄管理支援用具	323	343	323	316	323	328
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	2	1	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		1人		0人		1人
移動支援事業	17人	12人	17人	8人	17人	12人
	延1,700時間	延373時間	延1,700時間	延209時間	延1,700時間	延425時間
地域活動支援センター事業	19人	11人	19人	11人	19人	9人
その他の事業						
訪問入浴サービス事業	1人	0人	1人	1人	1人	1人
日中一時支援事業	34人	30人	34人	24人	34人	27人
	延3,060回	延1,767回	延3,060回	延1,562回	延3,060回	延1,624回
聴覚障がい者生活支援事業	3人	4人	3人	4人	3人	4人
声の広報等発行事業	6人	4人	6人	2人	6人	2人
点訳、朗読奉仕員養成研修事業(中部圏域)		0人		0人		1人
自動車運転免許取得・改造助成事業	2件	3件	2件	3件	2件	3件

イ 地域生活支援事業のサービス見込量

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1)理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
(2)自発的活動支援事業	有		有		有	
(3)相談支援事業	/		/		/	
①障害者相談支援事業	2箇所	/	2箇所	/	2箇所	/
基幹相談支援センター	有		有		有	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	有		有		有	
③住宅入居等支援事業	有		有		有	
(4)成年後見制度利用支援事業	/	2人	/	2人	/	2人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	有		有		有	
(6)意思疎通支援支援事業	/		/		/	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	82件	/	82件	/	82件
②手話通訳者設置事業	/	2人	/	2人	/	2人
(7)日常生活用具給付等事業	345件/年		345件/年		345件/年	
①介護・訓練支援用具	/	5	/	5	/	5
②自立生活支援用具	/	5	/	5	/	5
③在宅療養等支援用具	/	5	/	5	/	5
④情報・意思疎通支援用具	/	5	/	5	/	5
⑤排泄管理支援用具	/	323	/	323	/	323
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	/	2	/	2	/	2
(8)手話奉仕員養成研修事業	/	2人	/	2人	/	2人
(9)移動支援事業	/	14人 1,050時間	/	14人 1,050時間	/	14人 1,050時間
(10)地域活動支援センター事業	1箇所	13人	1箇所	13人	1箇所	13人
(11)訪問入浴サービス事業	/	1人	/	1人	/	1人
(12)日中一時支援事業	/	27人 2,430回	/	27人 2,430回	/	27人 2,430回
(13)聴覚障がい者生活支援事業	/	4人	/	4人	/	4人
(14)声の広報等発行事業	/	4人	/	4人	/	4人
(15)点訳、朗読奉仕員養成研修事業	/	2人	/	2人	/	2人
(16)自動車運転免許取得・改造助成事業	/	3件	/	3件	/	3件

### (3) 各事業の内容及び見込量の確保策

#### ①理解促進研修・啓発事業

事業内容	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
実施に関する考え方	研修会の開催、広報誌等による啓発を行います。
見込量の確保策	年間を通して町内の企業内研修やあいサポーター研修、障がい者虐待に関する研修を実施するとともに、町の広報誌等を活用して、障がい別の特性や接し方についての知識の定着に取り組みます。

#### ②自発的活動支援事業

事業内容	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等による団体の活動を支援します。
実施に関する考え方	障がい者及びその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等に対する支援を行います。
見込量の確保策	障がい者団体等に対して、活動場所や情報の提供などの活動協力及び運営に対する支援を行います。

#### ③相談支援事業

事業内容	障がい児者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び権利擁護のための支援を行います。
実施に関する考え方	「北栄町障がい者地域生活支援センター」での身近な相談対応に加え、委託による広域的な事業実施に取り組みます。
見込量の確保策	「北栄町障がい者地域生活支援センター」では、情報提供や関係機関への連絡・調整等速やかな相談対応に努めるとともに、家族会や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員とも連携し、身近な相談機関として支援体制の充実を図ります。 「中部圏域障がい者地域自立支援協議会」においては、中部圏域の広域的課題等の協議、解決に取り組み、「基幹相談支援センター」において相談支援体制の機能強化、権利擁護に取り組みます。

#### ④成年後見制度利用支援事業

事業内容	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬の助成を行います。
実施に関する考え方	事業の積極的な利用により、障がい者の権利擁護を図ります。実績はありませんが、年間1名の利用を見込んでいます。
見込量の確保策	各関係機関と連携しながら成年後見制度を必要とする障がいのある人の把握に努めるとともに、事業の周知を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	研修会等の実施により、成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備を進め、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
実施に関する考え方	委託により実施し、障がい者の権利擁護のための体制整備に取り組みます。
見込量の確保策	成年後見制度に関する相談及び手続き、関係機関との連絡調整や制度の啓発・研修等の事業について、中部圏域1市4町で「一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉（ミットレーベン）」と委託契約し実施していますが、今後、法人後見についての周知・啓発、実施体制の整備について検討し、取り組みます。

⑥意思疎通支援事業

事業内容	手話通訳者、要約筆記者等の派遣や手話通訳者の設置により、聴覚障がい等により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の支援を行い、自立と社会参加を促進します。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、イベントや各種会議等での利用の増加を見込みます。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会」との委託により実施します。実施にあたっては、事業の積極的な活用が図られるよう、委託先と連携しながら事業の周知に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

事業内容	障がいのある人の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため、ストマ用装具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
実施に関する考え方	事業の周知に努め、利用促進を図ります。近年の状況を勘案し、各用具の給付件数を見込んでいます。
見込量の確保策	利用者のニーズを把握し、日常生活用具の種目の追加及び支給要件の緩和等について検討し、ニーズに合った給付に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業内容	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。手話奉仕員養成研修の修了者を毎年2名見込みます。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会」との委託により実施し、積極的な住民への広報を行い、適正な人材の確保に努めます。

⑨移動支援事業

事業内容	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
実施に関する考え方	事業の周知徹底及び実施体制の整備に努め、利用促進を図ります。これまでの実績を勘案し、年間延べ利用時間数を見込んでいます。
見込量の確保策	事業について広く情報提供を行い、事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、新規の事業参入の促進、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確立に取り組めます。 また、中部圏域障がい者地域自立支援協議会において策定した移動支援事業に関する利用基準について適宜見直しを行うなど、中部圏域の市町と連携しながら取り組めます。

⑩地域活動支援センター事業

事業内容	地域の実情に応じ、障がい者等の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置し、障がい者等の地域生活を支援します。
実施に関する考え方	「北栄町社会福祉協議会 あゆみの郷」において継続して実施します。
見込量の確保策	事業の周知徹底に努め、利用促進を図るとともに、充実した事業内容となるよう運営の支援を行います。

⑪訪問入浴サービス事業

事業内容	地域における身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供します。
実施に関する考え方	事業実施体制を整備し、適切な事業実施に努めます。実績はありませんが、1名の利用を見込みました。
見込量の確保策	サービス提供事業者の登録を行い、事業の実施体制を整えます。

⑫日中一時支援事業

事業内容	障がいのある人の家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
実施に関する考え方	利用者の受入体制の整備等、登録事業者と連携しながら実施します。これまでの実績を勘案し、年間延べ利用回数を見込んでいます。
見込量の確保策	事業について広く情報提供を行い、事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、新規の事業参入の促進、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確立に取り組めます。 また、登録事業者と連携しながら、重症心身障がいのある人の受入体制の整備に努めます。

⑬聴覚障がい者生活支援事業

事業内容	聴覚に障がいのある人の社会参加を図るため、日中活動の場を提供し、他者との交流や健康管理等のイベントを行います。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、今後1名の増加を見込みました。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会」との委託により実施し、当事者団体と連携しながら事業の周知に努め、日中活動を行う場所の確保等、必要な支援を行います。

⑭声の広報等発行事業

事業内容	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音声訳等の方法により「広報北栄（音声版）」を毎月発行します。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、利用者の増加を見込みました。
見込量の確保策	「鳥取県ライトハウス点字図書館」への委託により実施し、身体障害者手帳の取得時等に、事業の対象となる障がいがある人への事業周知の徹底に努めます。

⑮点訳、朗読奉仕員養成研修事業

事業内容	視覚障がいのある人への支援を充実し、自立生活及び社会参加を促進するため、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、養成研修の修了者の増加を見込みました。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「日本赤十字社鳥取県支部」との委託により実施し、積極的な住民への広報を行い、適正な人材の確保に努めます。

⑯自動車運転免許取得・改造助成事業

事業内容	身体障がいのある人に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
実施に関する考え方	継続実施により、障がいのある人の社会参加を促進します。近年の状況を勘案し、利用者の増加を見込んでいます。
見込量の確保策	本事業の対象となる障がいのある人に対し、事業周知の徹底に努め、事業の積極的な活用を図ります。

(3) その他見込量について

○発達障がい者等に対する支援

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	6人	6人	6人
上記支援プログラム等の実施者数(支援者)	5人	5人	5人
ペアレントメンターの数	6人	6人	6人
ピアサポートの活動への参加人数	7人	7人	7人

ピアサポートの活動への参加人数は中部圏域の実績を参考に見込みました。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

○地域生活支援の充実

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
検証・検討の検討回数	1回	1回	1回



○相談支援体制の充実・強化のための取組

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		有	有	有
基幹相談支援センターの強化による地域	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	18件	18件	18件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	20件	20件	20件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	22回	22回	22回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
た協議会における個別事例の検討・改善を通じ	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	1回	1回	1回
		1件	1件	1件
	参加事業所数・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	1回	1回	1回

中部圏域で基幹相談支援センターを設置しており、当該センターの実施件数を参考に見込みました。

○障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)

## ■ 用語解説 ■

### ● あ 行 ●

#### 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

#### インクルージョン

地域社会への参加・包摂

### ● か 行 ●

#### 介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、から構成。

#### 訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、就労選択支援、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助から構成。

#### 基本指針

障害者総合支援法の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

### ● さ 行 ●

#### 重症心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態の障がい

#### 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、継続的支援を一体的に実施する。

#### 障害者総合支援法

「障害者自立支援法」に代わり、平成25年4月1日に施行された。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

#### 障がい者地域生活支援センター

北栄町障がい者地域生活支援センター設置事業実施要綱に基づき、障がい者が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う。また、障がい者等の各種相談に応じ、地域生活を支援する相談支援専門員を配置。

#### 障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスは、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付の2つのサービスから構成。

#### 自立支援医療

障がい児のための「育成医療」、身体障がい者のための「更生医療」及び精神障がい者のための「精神通院医療」の総称。医療費の自己負担額を軽減する。

#### 自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定又は認定を受けた障がい児者が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した費用の9割を基本に公費負担する制度。介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費から構成。

## **情報アクセシビリティ**

障がい者や高齢者を含め、すべての人が円滑に情報通信機器やサービスを円滑に利用できること

## **身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員**

障がいのある人の福祉の増進を図るため、障がいのある人の相談に応じ、更生のために必要な援助を行う。

## **ストマ用装具(ストマ装具)**

ストマ(手術によって作られた体内から体外に通じる孔)から便や尿を受け取るための日常不可欠な必需品で、人工肛門保有者及び人工膀胱保有者(オストメイト)の排泄支援用具。

● た 行 ●

## **中部圏域障がい者地域自立支援協議会**

鳥取県中部圏域1市4町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)において、障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

● は 行 ●

## **ピアサポート活動**

悩みや心配事について、仲間同士で支え合うサポート活動。

## **ペアレント・トレーニング**

家庭環境や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニング。

## **ペアレントメンター**

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた者。育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てに関するサポートを行う。

## **北栄町障がい者計画**

障害者基本法第11条第3項に規定された法定計画。北栄町の障がい者福祉施策の基本的な方向と、保健・医療・福祉等の施策を総合的に推進するための計画。

## **北栄町障がい福祉計画**

障害者総合支援法第88条第1項に規定された法定計画。障がい福祉サービスと地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

## **北栄町障がい児福祉計画**

児童福祉法第33条の20に規定された法定計画。障がい児福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

## **北栄町障がい者地域自立支援協議会**

北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関する関係者が連携し、支援体制について協議を行う。

## **北栄町障がい者福祉施策推進委員会**

北栄町障がい者福祉施策推進委員会設置要綱に基づき、障がい者計画・障がい福祉計画の策定及び障がい者の施策について、連絡調整を図り、計画等の進捗管理・評価等を行う。

## **補装具**

身体障がい児者の損なわれた身体機能を補い又は代替することにより、職業その他日常生活を容易にするため用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす等。

## ● ら 行 ●

### **レスパイト**

一時的な中断や休息という意味で、介護が必要な障がい者や高齢者のいる家族が一時的に休養するための支援サービスをレスパイトケアという。

# 資料1

## 北栄町障がい者福祉施策推進委員会委員

任期 令和8年3月31日まで

区分	氏名	所属
北栄町身体障がい者相談員	小濱 祥照	北栄町身体障がい者相談員
北栄町ひまわり会代表	中井 恭子	北栄町ひまわり会
北栄町精神障がい者家族会代表	前田 由美子	北栄町精神障がい者家族会
障害福祉サービス事業所関係職員	小谷 紀央	あいおい
北栄町社会福祉協議会理事代表	大西 孝弘	北栄町社会福祉協議会
北栄町民生児童委員代表	鎌田 栄子	北栄町民生児童委員協議会
中部総合事務所県民福祉局関係職員	池本 忠典	鳥取県中部総合事務所県民福祉局
鳥取県倉吉児童相談所	中野 真幸子	鳥取県倉吉児童相談所
住民代表	谷崎 義孝	住民代表
その他町長が必要と認める者	竹内 園美	教育委員会

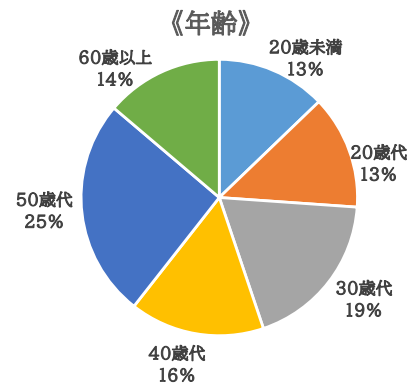
## 令和4年度 福祉に関するアンケート(障害福祉サービスニーズ等)調査結果 あなたの状況などについて

対象者数：465人  
回答者数：207人  
回答率：43.2%

### 2 ◆あなたの年齢をお答えください。(令和4年7月1日現在)

	有効回答数	203
1 20歳未満	26	
2 20歳以上30歳未満	27	
3 30歳以上40歳未満	38	
4 40歳以上50歳未満	32	
5 50歳以上60歳未満 ★	52	
5 60歳以上	28	

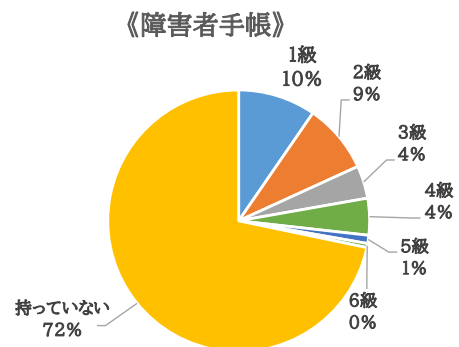
【前回の結果】  
0～17歳:9人  
18～19歳:1人  
20～29歳:14人  
30～39歳:22人  
40～49歳:18人  
50～59歳:23人★



### 4 ◆あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

	有効回答数	198
1 1級	19	
2 2級	17	
3 3級	8	
4 4級	9	
5 5級	2	
6 6級	1	
7 持っていない ★	142	

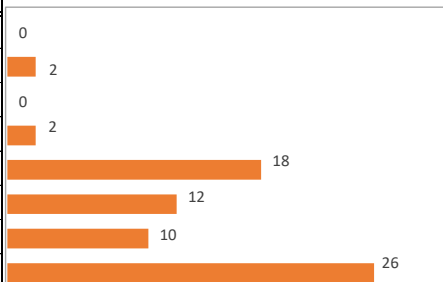
【前回の結果】  
1級:16人★  
2級: 5人  
3級: 6人  
4級:15人  
5級: 1人  
6級: 5人



### 5 【身体障害者手帳をお持ちの方のみ】

#### ◆主たる障がいをお答えください。(○は1つだけ、ただし同等級の障害が複数ある方は障がいの数だけ○)

	有効回答数	70
1 視覚障がい	0	
2 聴覚障がい	2	
3 盲ろう	0	
4 音声・言語・そしゃく機能障がい	2	
5 肢体不自由(上肢)	18	
6 肢体不自由(下肢)	12	
7 肢体不自由(体幹)	10	
8 内部障がい(1～7以外) ★	26	



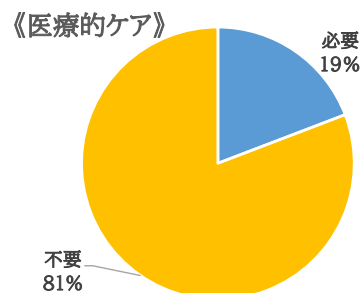
【前回の結果】  
視覚障がい:5人  
聴覚障がい:5人  
音声・言語等:6人  
上肢障がい:21人  
下肢障がい:21人  
体幹機能障がい:2人  
内部障がい:8人  
知的障がい:39人★

6 ◆あなたは医療的ケアが必要ですか。(〇はいくつでも)

	有効回答数	198
1 経管栄養(胃ろう・腸ろう等)	4	
2 吸引(口腔・鼻腔・気管カニューレ)	6	
3 吸入(ネブライザー等)	3	
4 酸素療法	3	
5 人工呼吸器の使用	1	
6 導尿	2	
7 その他	19	
8 医療的ケアは必要ない ★	160	



- 【7 その他 自由記載】
- 投薬
  - 透析
  - アレルギー治療
  - 補聴器
  - 内部機器の定期点検
  - ストマ(尿路)

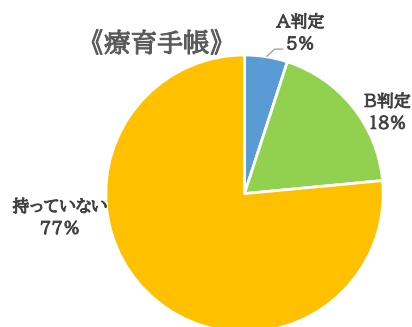


※上記自由記載において、設問趣旨と異なる回答が多数あったため、上のグラフはその回答を除外して作成しています。

7 ◆あなたは療育手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

	有効回答数	200
1 A判定	10	
2 B判定	37	
3 持っていない ★	153	

【前回の結果】  
A判定 : 6人  
B判定 : 32人★

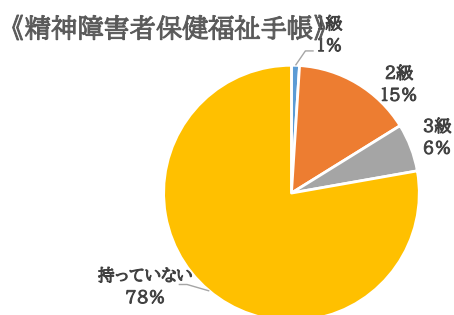


8 ◆あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

(〇は1つだけ)

	有効回答数	198
1 1級	2	
2 2級	30	
3 3級	12	
4 持っていない ★	154	

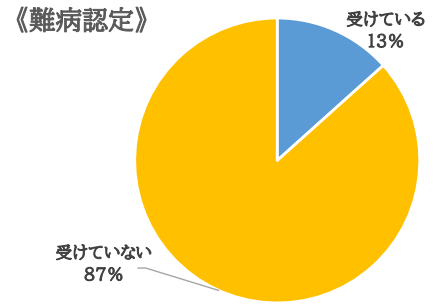
【前回の結果】  
1級: 1人  
2級: 19人★  
3級: 10人



9 ◆あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。

新 (○は1つだけ)

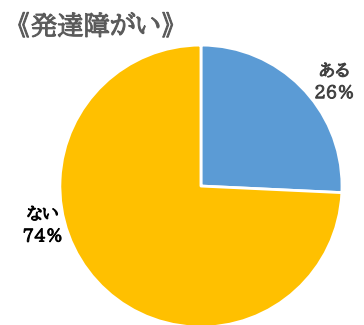
有効回答数		202
1	受けている	27
2	受けていない ★	175



10 ◆あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。

新 (○は1つだけ)

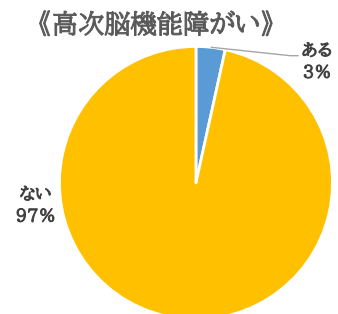
有効回答数		202
1	ある	52
2	ない ★	150



11 ◆あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。

新 (○は1つだけ)

有効回答数		203
1	ある	7
2	ない ★	196



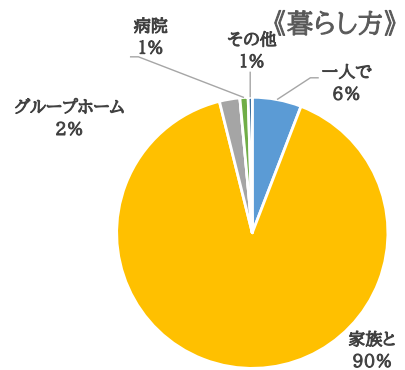


# 住まいや暮らしについて

12 ◆あなたは現在、どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

	有効回答数	205
1 一人で暮らしている	12	
2 家族と暮らしている ★	185	
3 グループホームで暮らしている	5	
4 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	0	
5 病院に入院している	2	
6 その他(家族以外と同居)	1	

【前回の結果】  
 自宅:104人★  
 グループホーム:3人  
 病院:3人  
 その他:3人  
 未回答:3人



13 【一人で、または家族と暮らしているを選択した方のみ】

★自宅生活においてあなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(○はいくつでも)

	有効回答数	193
1 父母	54	54
2 祖父母	8	8
3 兄弟姉妹	12	12
4 配偶者(夫または妻)	32	32
5 子ども・孫	9	9
6 その他の親族等	3	3
7 ホームヘルパー等の介助者	4	4
8 介助は受けていない・必要ない ★	71	71

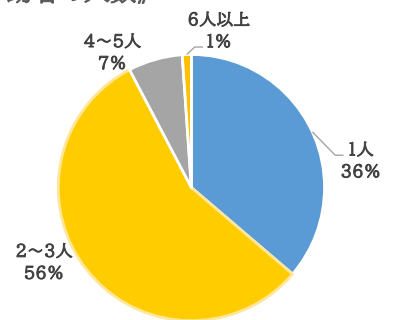
【前回の結果】  
 親:42人★  
 配偶者:11人  
 子ども:16人  
 兄弟姉妹:16人  
 その他の親族:8人  
 友人・知人:19人  
 福祉施設職員:20人  
 サービス提供事業所職員:7人  
 その他:6人

14 ◆介助してくれる家族等は何人いますか。(○は1つだけ)

新 ※ホームヘルパー等の介助者は人数に含めません。

	有効回答数	91
1 1人	33	
2 2~3人 ★	51	
3 4~5人	6	
4 6人以上	1	

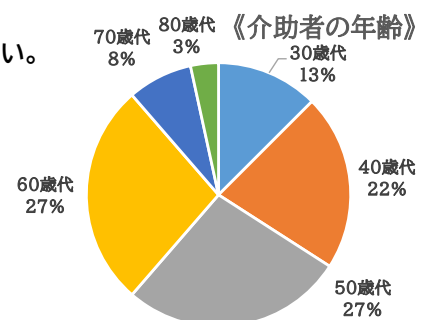
《介助者の人数》



15 【介助者のいる方のみ】

新 ◆あなたを介助してくれる家族等で、特に中心となっている方の年齢をお答えください。(令和4年7月1日現在) (○は1つだけ)

	有効回答数	88
2 30歳以上40歳未満	11	
3 40歳以上50歳未満	19	
4 50歳以上60歳未満 ★	24	
5 60歳以上70歳未満 ★	24	
6 70歳以上80歳未満	7	
7 80歳以上	3	



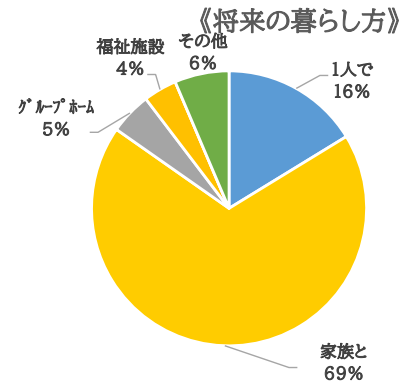
※便宜上、いくつか年齢を区分して集計しています。

16 ◆あなたは将来、どのように暮らしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

	有効回答数	203
1 (一般の住宅・アパートなどで)一人で暮らしたい	33	
2 家族と一緒に暮らしたい ★	139	
3 グループホームで暮らしたい	10	
4 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい	8	
5 病院に入院したい	0	
6 その他	13	

【前回の結果】  
 家族から独立:9人  
 自宅:60人★  
 グループホーム:15人  
 施設:4人  
 その他:1人

- 【6 その他 自由記入】
- 個人を理解して手助けしていただき、おだやかに生活できる楽しい居場所
  - 静かな場所、安全な所
  - 将来結婚して、一件家で暮らしたい
  - 元気なうちは家族とその後は施設に行きたい
  - 未定、その時の身体の状態による
  - 別の家族の人とも住みたい
  - 今は考えていない      ○今のまま
  - 分からない★(※一番多かった回答)



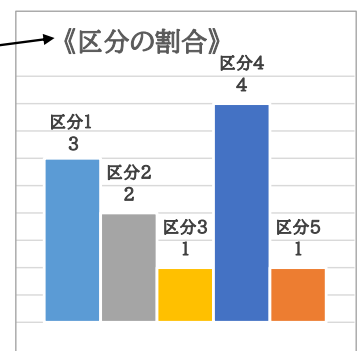
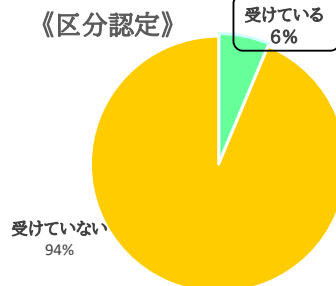
17 ◆あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)

	有効回答数	205
1 会社や、自営業などで収入を得て仕事をしている ★	78	
2 福祉施設(就労継続支援事業所、生活介護等)に通っている	28	
3 病院などのデイケアに通っている	3	
4 自宅で過ごしている	66	
5 入所している施設や入院している病院等で過ごしている	2	
6 大学、専門学校、高校、小中学校、幼稚園、保育所などに通っている	18	
7 特別支援学校(小中高等部)に通っている	8	
8 その他	2	

【前回の結果】  
 会社:27人★  
 パート・アルバイト:11人  
 通所施設:15人  
 家にいる:35人  
 学校:9人  
 子ども園・発達支援センター:1人  
 入院中:4人  
 その他:8人

18 ◆あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

	有効回答数	174
1 区分1	3	
2 区分2	2	
3 区分3	1	
4 区分4	4	
5 区分5	1	
6 区分6	0	
7 受けていない ★	163	

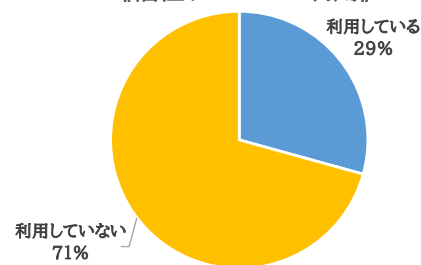


19 ◆あなたは現在、障害福祉サービスを利用していますか。

新 (○は1つだけ)

	有効回答数	198
1 はい	58	
2 いいえ ★	140	

《福祉サービスの利用》

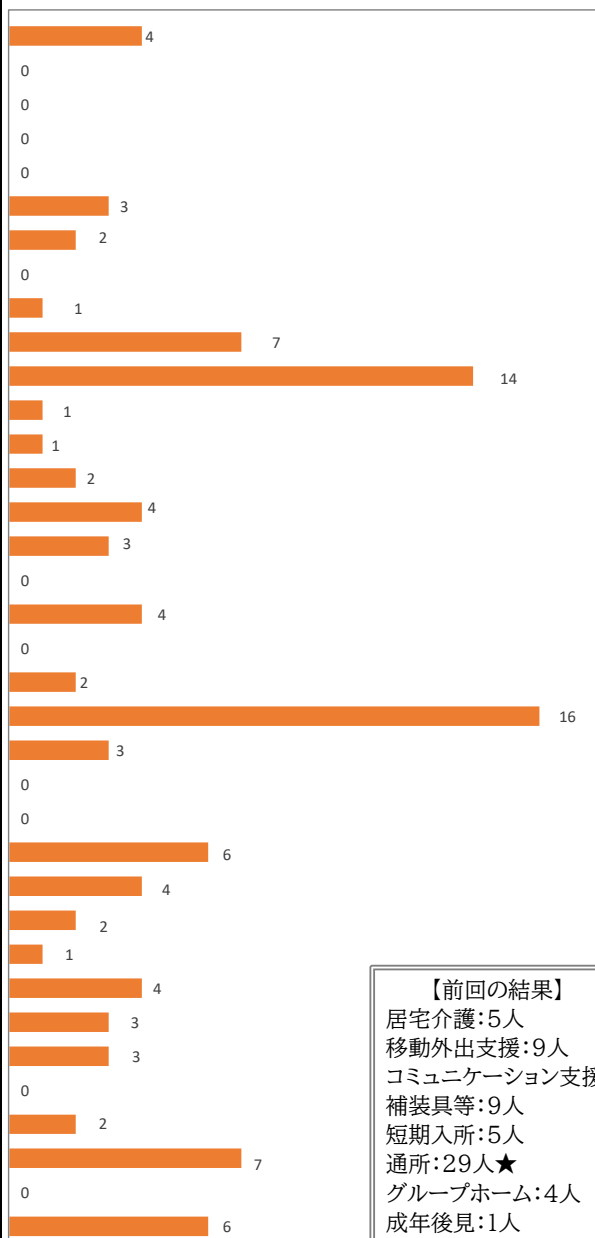


20 【福祉サービスを利用している方のみ】

◆あなたが現在利用している障害福祉サービスは何ですか。

受給者証を見ながら回答してください。(○はいくつでも)

	有効回答数	105
1 居宅介護	4	
2 重度訪問介護	0	
3 同行援護	0	
4 行動援護	0	
5 重度障害者等包括支援	0	
6 生活介護	3	
7 自立訓練(機能訓練)	2	
8 自立訓練(生活訓練)	0	
9 就労移行支援	1	
10 就労継続支援(A型)	7	
11 就労継続支援(B型)	14	
12 就労定着支援	1	
13 療養介護	1	
14 短期入所	2	
15 共同生活援助(グループホーム)	4	
16 自立生活援助	3	
17 施設入所支援	0	
18 児童発達支援	4	
19 居宅訪問型児童発達支援	0	
20 医療型児童発達支援	2	
21 放課後等デイサービス ★	16	
22 保育所等訪問支援	3	
23 福祉型児童入所支援	0	
24 医療型児童入所支援	0	
25 計画相談支援	6	
26 障害児相談支援	4	
27 地域相談支援(地域移行支援)	2	
28 地域相談支援(地域定着支援)	1	
29 補装具	4	
30 移動支援事業	3	
31 日常生活用具給付	3	
32 意思疎通支援事業	0	
33 地域活動支援センター	2	
34 日中一時支援	7	
35 その他の地域生活支援事業	0	
36 訪問看護	6	



【前回の結果】  
 居宅介護:5人  
 移動外出支援:9人  
 コミュニケーション支援:4人  
 補装具等:9人  
 短期入所:5人  
 通所:29人★  
 グループホーム:4人  
 成年後見:1人

21【福祉サービスを利用している方のみ】

◆あなたは、現在利用している障害福祉サービス等についてどのように感じていますか。

利用しているサービスすべてについて回答してください。

(サービス種別ごとに○は1つだけ、※は自由記載)

利用しているサービス種別	★概ね満足	サービス量(回数)に不満がある	サービスの質(内容)に不満がある	サービスの量・質両方に不満がある
居宅介護	2	※1		
※ 1回2時間が限度(後30分でも長くないかと)、時間帯に限られる、個人を理解していただき見守り等をして頂ける人材が少ない(支援をする方もされる側も時間がなく、なかなか話し合いもできない)				
生活介護	1	※1		
※ 毎日でなくて週に3~4回でいい				
自立訓練	1			
就労継続支援(A型)	3			
就労継続支援(B型)	7	1		1
就労定着支援	1			
短期入所	2			
グループホーム	3			1
自立生活援助	2			
児童発達支援	3			
放課後等デイサービス	11	※① 1	※② 1	※③ 1
※① 気分のムラが激しいため、定期的に通うことが難しく、本人が行きたいと思う時には施設側の対応が難しい				
※② 日、祝の利用ができない				
※③ 進学の事などの相談ができない。約束の日が休みになったりして月2回あったりなかったりするけど、利用料は取られている				
保育所等訪問支援	1	1		
計画相談支援	3			
障害児相談支援	1			
地域相談支援	2			
補装具	2			
移動支援事業	1		※1	1
※ 自宅→病院→自宅の支援しかできないこと。自宅→病院→デイサービスができるとありがたい				
日常生活用具給付	1			
地域活動支援センター			1	
日中一時支援	3	1	1	1
訪問看護	5			

【前回の結果】

満足:20人  
 どちらかといえば満足:33人★  
 どちらかといえば不満:11人  
 不満:2人

22 ◆あなたは今後、どのような障害福祉サービス等を利用したいと考えていますか

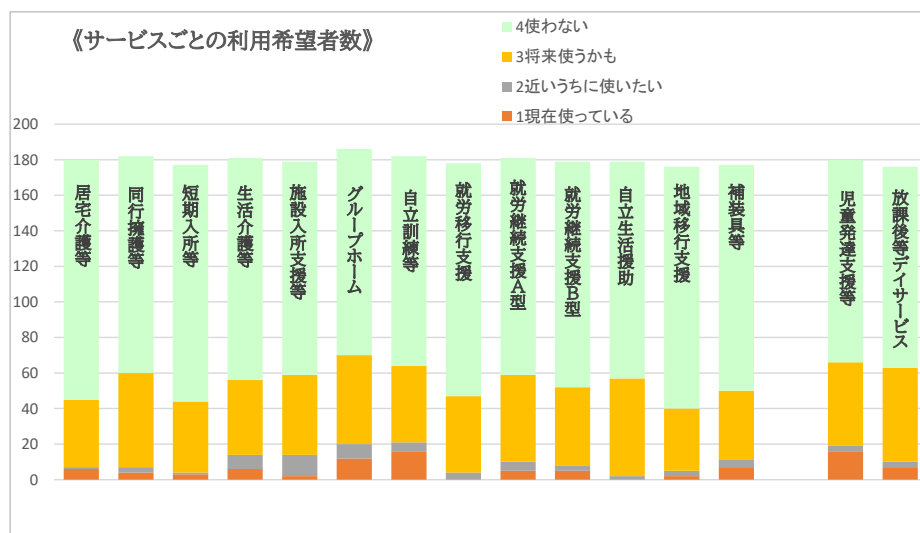
(項目ごとに○は1つだけ)

- 1 現在使っており、引き続き使いたい又はすぐにでも使いたい
- 2 近いうちに使いたい、サービスを受けられるのであれば使いたいと思う
- 3 現時点では必要だと思っていないが、将来(10年程度以内)に使うことがあるかもしれないと思う
- 4 使う見込みはない

	1	2	3	4 ★	有効回答数
1 居宅介護	6	1	38	135	180
2 同行援護、移動支援等	4	3	53	122	182
3 短期入所(ショートステイ)等	3	1	40	133	177
4 生活介護等	6	8	42	125	181
5 施設入所支援、療養介護	2	12	45	120	179
6 グループホーム	12	8	50	116	186
7 自立訓練等	16	5	43	118	182
8 就労移行支援	0	4	43	131	178
9 就労継続支援A型	5	5	49	122	181
10 就労継続支援B型	5	3	44	127	179
11 自立生活援助	0	2	55	122	179
12 地域移行支援	2	3	35	136	176
13 補装具等	7	4	39	127	177

(18歳未満の方だけ)

14 児童発達支援等	16	3	47	114	180
15 放課後等デイサービス	7	3	53	113	176



【前回の結果】  
 〈今後利用したい障害福祉サービス〉

自宅訪問介護:15人  
 移動外出支援:24人★  
 コミュニケーション支援:9人  
 補装具等:5人  
 短期入所:12人  
 通所:10人  
 グループホーム:12人

# 就労について

23 ★あなたは今、仕事をしていますか。または仕事をするための訓練等を受けていますか。

新 (○は1つだけ)

	有効回答数	
1 会社等に通り収入を得て仕事をしている ★	70	70
2 自営業等により収入を得て仕事をしている	9	9
3 作業所(就労継続支援事業所等)に通い、賃金や工賃を得ながら訓練している	24	24
4 作業所(就労継続支援事業所等)以外の施設で訓練している	4	4
5 各種学校、幼稚園、保育所などに通っており、訓練はしていない	24	24
6 各種学校、幼稚園、保育所などに通っておらず、訓練等もしていない	26	26
7 その他	30	30

**【7その他 自由記入】**

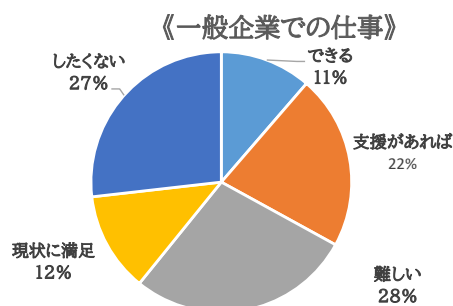
- 無職 ○自宅療養中 ○自宅で勉強中
- 仕事をせず訓練も受けていない ○主婦
- 各種学校で訓練中 ○求職中 ○入院中
- 事業所を退職した ○近い内に仕事に出たい
- 仕事をしたいと思うが症状が安定せずできていない
- 今後作業所を考えており支援員さんと見学を始めている

24 【「3」から「7」までのいずれかを選択した方のみ】

新 ◆あなたは今後、作業所(就労継続支援事業所等)以外の一般企業等で収入を得る仕事をしたいと思いますか。

(○は1つだけ)

	有効回答数	97
1 一般企業等で仕事をしたいと思っており、特に支援を受けなくてもできると思う	11	
2 一般企業等で仕事をしたいと思っており、就労するための訓練を受けたり、職場環境の配慮があるなど、必要な支援があればできると思う。	21	
3 一般企業等で仕事をしたいが、職場環境や自身の能力的に難しいと思う ★	27	
4 現状に満足しており、一般企業等で仕事をしたいとはあまり思わない	12	
5 一般企業等で仕事はしたくない	26	



25 ◆あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



【11 その他 自由記入】

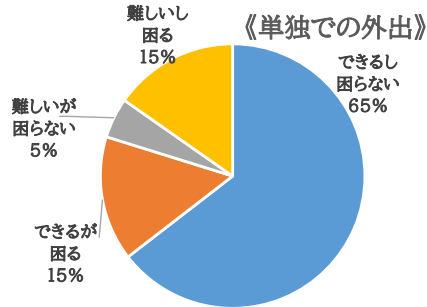
- 就業できる職場の広がり→より適性にあった仕事につける→自分の興味があること、  
適性に合った就労が生きがいにつながる→自己実現へ
- 障害の特性ごとにチーム分けをする
- 相性の悪い人と関わらないで済む配慮
- 障がいを持って、賃金の低下がない事(普通の人と同じ給料での勤務)ボーナス等も含む
- 仕事中でも子どもに何かあれば、「早く行ってあげなさい。」と言ってくれるような上司、職場

# 社会参加、余暇活動について

26 ★あなたは、一人で外出することができますか。またその際に困ることがありますか。

新 (○は1つだけ)

	有効回答数	203
1 一人で外出することができるし困ることは特にない。★	131	
2 一人で外出することはできるが困ることがある。	31	
3 一人で外出することは難しいが困ることは特にない。	10	
4 一人で外出することは難しいし困ることがある。	31	



27 【外出できると回答した方のみ】

新 ★外出する時に困ることは何ですか。(○はいくつでも)

	有効回答数	161
1 列車やバスの乗り降りが困難	21	21
2 道路や駅に階段や段差が多い	17	17
3 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	20	20
4 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	13	13
5 介助者が確保できない	14	14
6 外出にお金がかかる	13	13
7 発作など突然の身体の変化が心配 ★	23	23
8 交通機関や店舗等で必要な配慮を申し出るが、配慮してもらえない	8	8
9 周囲にいる方に助けを求めにくい	23	23
10 その他	9	9

### 【10 その他 自由記入】

- 交通手段が得られない
- バス停・駅が遠い
- 痲痺をおこしてしまう
- バスが通ってない地区なので配慮して欲しい→どこに相談したらよいかもわからない
- 車の運転が怖い
- 荷物が持てない
- 働いていないので収入がない、車も諸事情により乗れず、交通機関も遠いので利用しにくい
- 予想外の事が起きたりして説明を受けた時、理解できない。
- うまく聞き取れないこともある
- 列車が止まっている時、駅のホームの案内放送が聞こえない



28 ◆あなたはこの1年間に、どのような社会活動(趣味やスポーツ、文化芸術活動など)をしましたか。

新 (〇はいくつでも)

有効回答数 342



**【10 その他 自由記入】**

- 部落の総事
- 散歩
- カメラ、趣味
- 人と繋がるための訓練をしている
- 一般企業に就職したがすぐに退職した
- ランニング、ウォーキング(週末のみ)
- 家の手伝い(農業等)

29 ◆あなたは、どうすれば社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか。

新 (〇は3つまで)

有効回答数 342



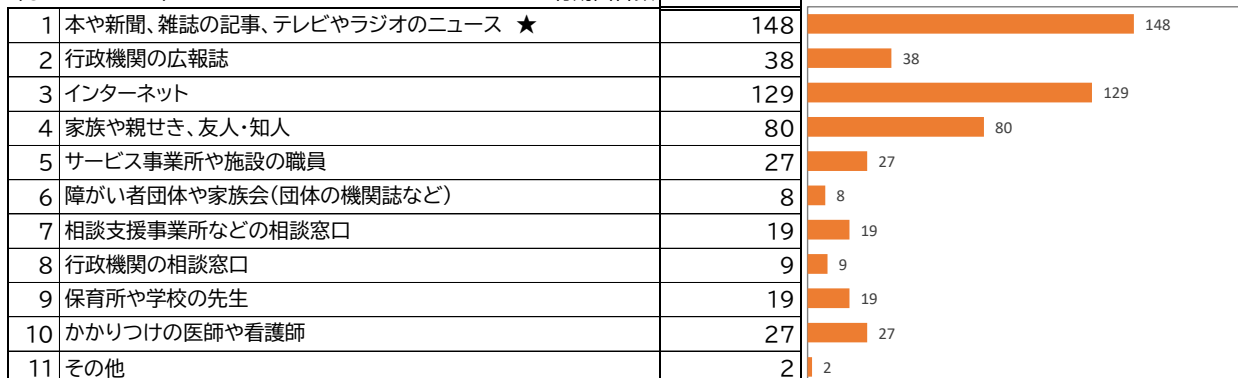
**【8 その他 自由記入】**

- わからない
- この症状が治る事
- 周りの理解
- 感染対策を徹底した会の開催
- 老害の排除
- コロナの制限がなくなる
- 小学生からの障がい者教育

30 ◆あなたは、日常生活で必要な情報を主にどこから得ていますか。

新 (〇はいくつでも)

有効回答数 506



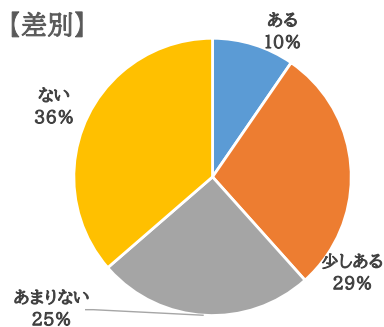
## 権利擁護などについて

31 ◆あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、他者との関係で嫌な思いをしたりしたことがありますか。

新 (○は1つだけ)

	有効回答数	198
1 ある	19	
2 少しある	57	
3 あまりない	50	
4 ない ★	72	

【差別】



【差別を受けたことが「ある」「少しある」と答えた方のみ】

32 ◆どのような場面で差別を受けたり、他者との関係で嫌な思いをしたりしましたか。

新 (○はいくつでも)

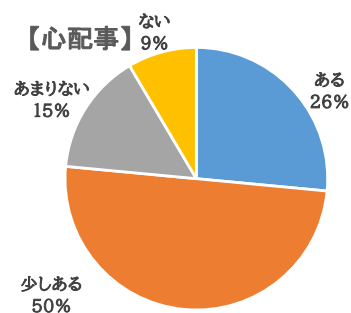
	有効回答数	125
1 障害福祉サービス事業所等	3	3
2 病院などの医療機関	9	9
3 仕事場 ★	31	31
4 学校等 ★	31	31
5 住んでいる地域	25	25
6 外出先	17	17
7 その他	9	9

33 ◆あなたは、日常生活で困っていることや、将来に対する不安、悩み事や心配事がありますか。

(○は1つだけ)

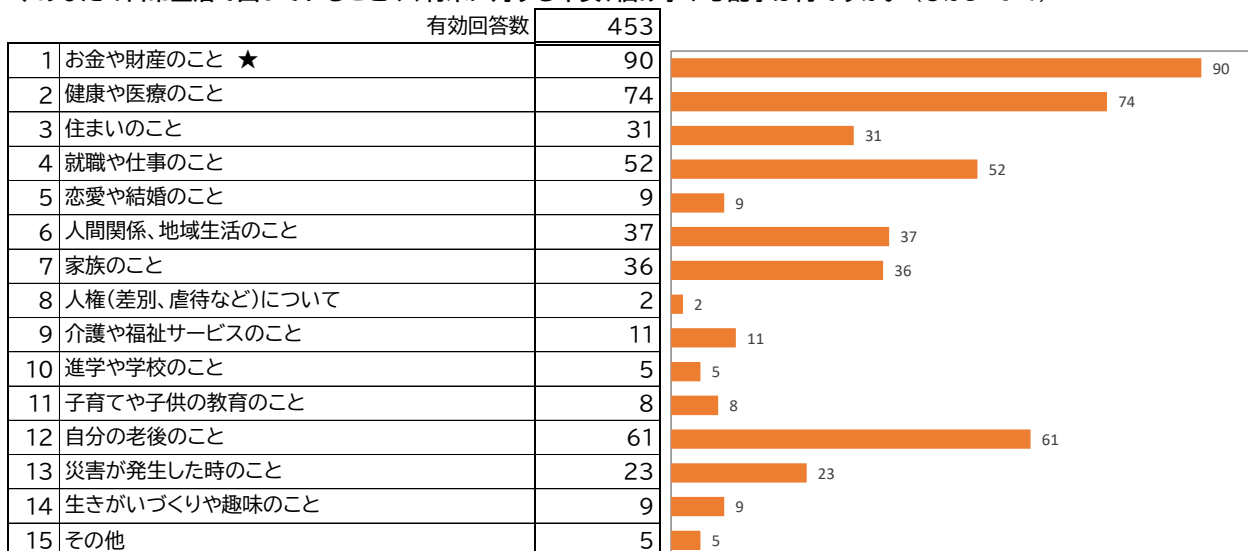
	有効回答数	200
1 ある	53	
2 少しある ★	100	
3 あまりない	30	
4 ない	17	

【心配事】



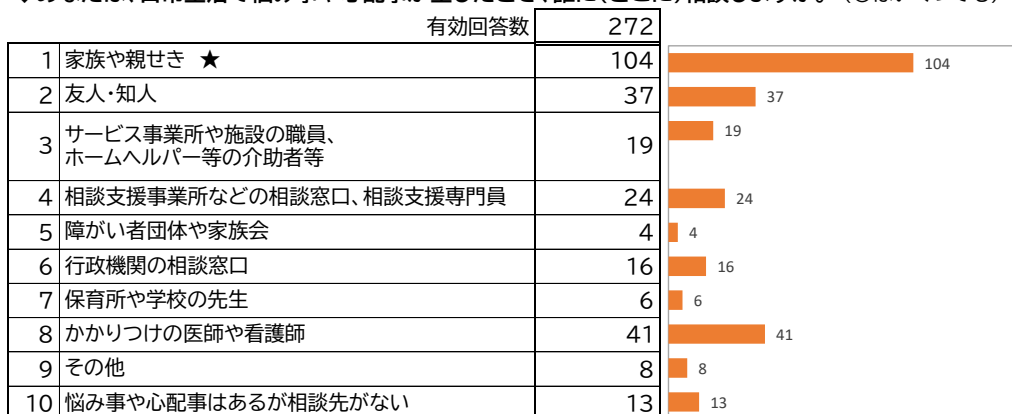
34 【悩み事や心配事が「ある」「少しある」を選択した方のみ】

◆あなたの日常生活で困っていることや、将来に対する不安、悩み事や心配事は何ですか。(〇は3つまで)



【悩み事や心配事が「ある」「少しある」を選択した方のみ】

35 ◆あなたは、日常生活で悩み事や心配が生じたとき、誰に(どこに)相談しますか。(〇はいくつでも)

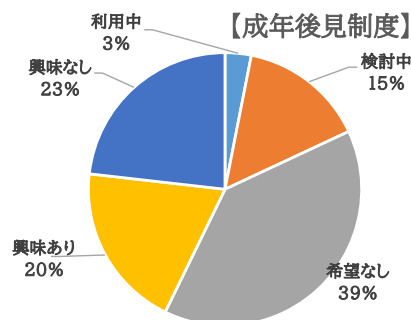


【前回の結果】  
 家族・親戚 88人★  
 友人・知人 30人  
 会社・地域の人 12人  
 医療関係 34人  
 福祉施設等の職員 23人  
 役場福祉課 19人  
 町社会福祉協議会 7人  
 障がい者団体 2人  
 民生委員・児童委員 2人  
 相談支援事業所 12人  
 教育・保育施設 4人  
 県の専門機関 3人  
 障がい者相談員 2人  
 その他 3人

36 ◆成年後見制度についてご存じですか。また利用を希望していますか。

新 (〇は1つだけ)

	有効回答数	194
1 制度を利用している	6	6
2 利用を検討している(今後利用したい)	29	29
3 利用の希望はない ★	76	76
4 制度は知らないが興味がある(詳しく知りたい)	38	38
5 制度を知らないし興味もない	45	45

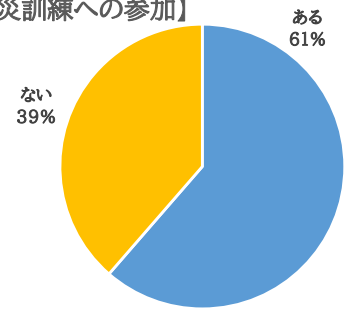


# 災害時の避難等について

37 ◆あなたは、防災訓練に参加したことがありますか。(○は1つだけ)

	有効回答数	202
1	ある ★	124
2	ない	78

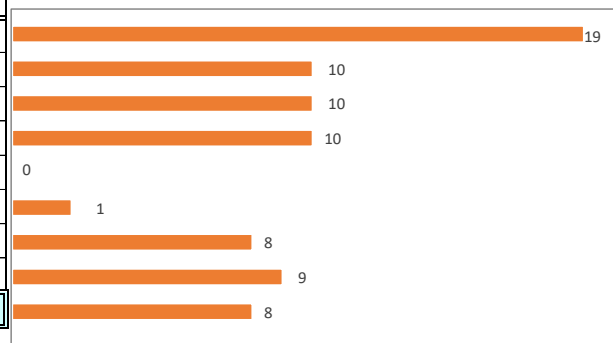
【防災訓練への参加】



38 【「ない」を選択した方のみ】

新 ◆防災訓練に参加したことがない理由は何ですか。(○は1つだけ)

	有効回答数	76
1	訓練があることを知らない ★	19
2	忙しいなど時間的余裕がない	10
3	会場に行くのが大変	10
4	具体的な日時・場所、申し込み方法がわからない	10
5	自分は災害に遭わないと思う	0
6	知り合いが参加していない	2
7	関心・興味がない	8
8	実際の避難行動ができない	9
9	その他	8



【9 その他 自由記入】

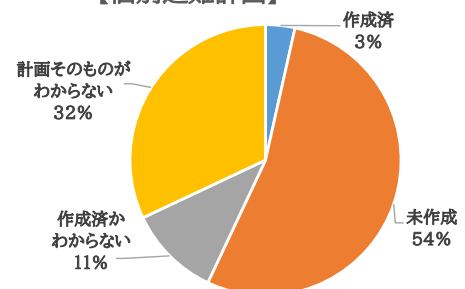
- 入院中      ○人がきらい      ○行きたくない
- 平日にあるなど、参加できるものがない
- 近所の人が出て、会いたくないから
- 行くことも、その後も大変      ○人が集まるのを避けたい
- 病気による不安や、他人への迷惑がかかることへの恐れにより、やったことがない

39 ◆あなたは個別避難計画(※)を作成していますか。(○は1つだけ)

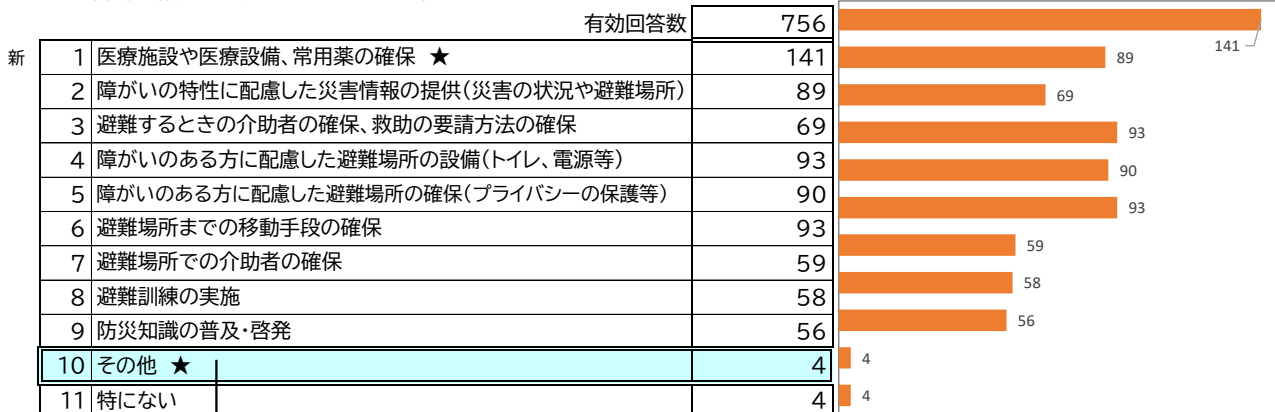
(※)個別避難計画とは、「避難場所」や「避難方法」「誰が避難をサポートするか」等を決めておくもの

	有効回答数	200
1	作成している(作成されている)	7
2	作成していない(作成されていない) ★	107
3	自分の計画が作成されているかわからない	22
4	個別避難計画そのものが何かを知らない	64

【個別避難計画】



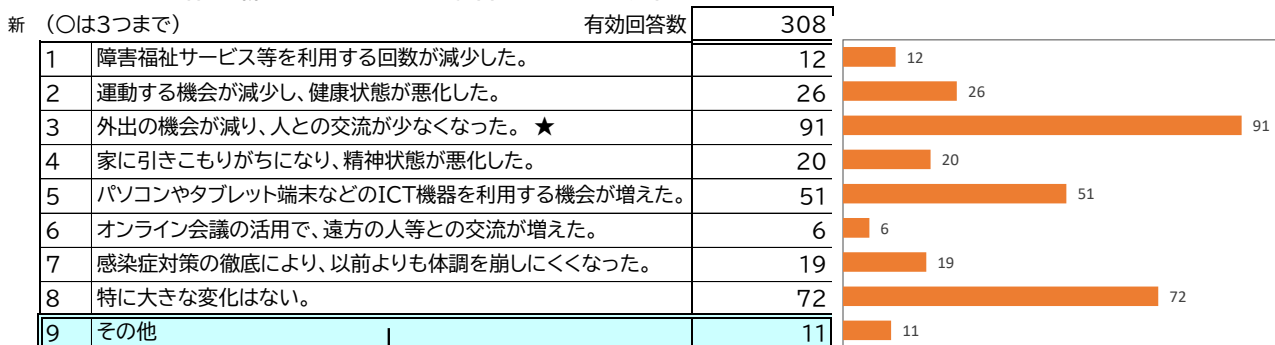
40 ◆災害時に備えて必要だと思うことは何ですか。(〇はいくつでも)



【10 その他 自由記入】

- トイレに行く
- 障がいのある方との避難訓練
- マルチに相談できる人がいると助かる

41 ★あなたの生活は、新型コロナウイルスの影響でどのように変化しましたか。



【9 その他 自由記入】

- もともと人との交流もなくワクチン接種もできないので、今まで以上に外出や運動力減少。
- プール、温泉などの利用できなくなっている
- 外出(外食)が出来なくなり楽しみがなくなった
- 旅行に行けなくなり運動量が減り、楽しみがなくなった
- マスクにより、肌状態が悪化。
- ワクチン接種を4回し、副反応が辛かった
- サービス等がない
- 母親がおかしくなった
- 外出ができないので家にいるしかない
- 外泊や外出ができない
- 人との交流が少なくなったのでストレスが減った
- 感染対策の為、手話サークルに通えていない
- ワクチンを打っても安心できないので恐怖しかない
- コロナにかかっても、病院にかかることが難しい。

# ★ ご意見を自由にご記入ください。

## 【住居・施設について】

### 〈本人〉

- グループホームが増えてほしいです。ヘルパーさんにもサービスしてもらいたい。
- 一人になったら、グループホームに入らねばいけないと思います。
- リハビリ強化の施設をつくってほしい。
- 女の人だけのグループホームができれば、安心だし嬉しいです。必要に応じて、買い物か病院に連れて行ってほしい。(自宅住まいだったとしても)女の人だけのグループホームなら将来的に住みたい。相談しやすい(性別で分けて上がるグループホームがいいです。)(自宅住まいだとしても)(男女別)それでも、なるべく自宅で暮らしたい。ヘルパーさんなど充実してほしい。(格安、又は無料の)

### 〈家族〉

- 終身施設が近くにあってほしい
- 障害者施設、グループホームで夜間世話人がいる場所を増やしてほしい。今の時点で、満杯で待ち状態にあると聞いた。この先親も面倒見れなくなり、いずれどこかに入所しなくてはならないのに、どこにも入れないとなるとどうすれば良いのか、それこそ一緒に入所できる所があれば一番良いのだが
- 各町村に地域にグループホームがほしい。家族が病院に付き添えない時が、看護者が欲しい。
- 中部にグループホームを作ってほしい。入所できる所がほしい。

## 【経済について】

### 〈本人〉

- B型作業所に通っていますが、とてもじゃないが生活できるほどの工賃をもらえないためB型作業所の工賃アップに関する取り組みを行っていただきたいです。B型作業所に通う障がい者=安く働かせて仕事をあげているという解釈にしか見えないため。また、B型作業所からA型作業所へのステップアップの条件を緩和していただけたら嬉しい。(例えば週の労働時間15時間未満でも良い・リモートでの仕事もOKなど)
- 障害者年金や医療費補助など、大変感謝しております。ですが、足りていると言われるれば、足りているとは答えきれないのが現状です。また、老後の年金についても、十分に暮らせる量がもらえるのか心配です。働いてないやつが何を言っているんだ、と言われるればそれまでですが、正直まだ働ける自信はありません
- 企業や会社、子育て、低所得者などが対象で給付金支給は有るものの障害者本人に対する事は……現時点で何も無い。一時的ではなく、年間通して継続的な支援をしてほしい
- 精神障害がありますが、投薬をして働いてます。支援のある労働所だとしても賃金がひくく生活できません。補助金などがあるとありがたいのですが。
- 今回、特定疾患の助成から外れました。症状がよくなったことはよいことですが、担当の先生より薬は今まで通り飲んだ方がよいと言われ、金銭面で少し不安になりました。ささえあい福祉局とは関係ないかもしれませんがコロナワクチンも大事ですが、带状疱疹ワクチンの助成もしていただきたいです。
- 現金収入が少ないので、ある程度お金をもらいたい

### 〈家族〉

- 成年後見もっと金銭的な負担が少ない方法を教えてほしい。

## 【仕事について】

### 〈本人〉

- 就職支援の充実、職場内外の相談窓口の対応の充実→今の職場に障がいのことをクローズで入っているため、仕事の悩みは就労支援センターからよして聞いてもらっている。
- いわゆるB型作業所に通所して、一般就労を目指しています。B型もA型も、作業内容や数の多さにもすごい地域格差があります。この辺りではあるていど仕事に近い事が出来る障害者の行けるところがとても少なく、A型に至っては、逆に過酷な仕事が多く、スキップしての就労をアドバイスされるレベルです。また、交通が使えないので、送迎有りのところしか行けません。格差を正し、交通と言うか、まず施設に行くまで、帰るまでのルートがほしいです。
- 障害者の特性ごとに完全に住み分けをして仕事をさせてほしいです。そのための取り組みを必要としています。以前障害者雇用で働いていたのですが、一緒に働いていた障害者に後をつけられたり自分がうまくいかなかったら暴れ出す時があり、トラウマになって二度と障害者雇用では働きたくありません。(この時相談したのですが、別に仕事をさせてもらうことはできませんでした。)
- 一般企業に就職するための支援と、企業側も難病を理解してほしい。
- 私は現在不安障害で病院に通院しています。不安や悩みストレスを抱えながらも会社員として働いています。会社の中に常に駐在していただけるような医師又は相談員さん等がいてくだされば心強いです。精神的に病んでいるときに相談できる誰かがいてくださればいいと思います。上司は専門外なので精神的な疾患は分からないと思いますし、そういう方は結構いらっやると思います。今働いている会社は精神疾患の方が多いと感じています。
- パーキンソン病で働きたい、少しでも家計の役に立ちたいが少しずつ進行し、今は自宅療養にしている。なかなか難しいであろうが、まだ54才という若さなので何かこの病を理解してくれてやとってくれるところがあれば紹介してほしい。ハローワークへも行ったんだが…。
- 一般企業に就職するため、支援がどこで相談できるか分かりづらい。県外に引っ越しする際の支援がほしい。(住居の確保、就労先の情報等)。経済的な支援が受けれるにもかかわらず知らないので受けられないことが多い。障がいがあるなしに関係なく困ること多いので、どんな支援があるか分かりやすくしてほしい。(経済的に困ることが多い)
- 一般企業等に就職するための支援を充実させてほしい

### 〈家族〉

- 障害者雇用は短時間勤務が多く、賃金も低いので、自立して生活できるほどのお金が入りません。仕方なく毒親のもとで暮らし続かない障害者の方もおられます。家族から離れて暮らしたいが障害者雇用ではお金が足りず、一般雇用では使い物にならず仕事が続かない、家族のストレスで体調が悪くなり仕事もうまくいかず、辛い思いをされています。

## 【家族について】

### 〈本人〉

- 母の健康状態が心配。

### 〈家族〉

- 兄弟仲良くしてほしい。
- 親なき後、姉に任せっきりになってしまいます。姉の子供にも迷惑をかけたくないと日頃から思っているのですがグループホームが出来たらいいのと思っています。

## 【将来について】

### 〈本人〉

- 進学した後の一人暮らし。奨学金の返済。
- 手続き変更などいろいろ、1人になったときどうするか。
- 給料面での不安。体調崩している時、仕事に出勤できない等での将来的な不安。自立支援医療、各種手帳等を持っている人に対するの回りの反応。

## 〈家族〉

- 将来どうなっていくのかがすごく不安。進む道はいくらでもあると言われても、はっきりしたものが分からず、誰に相談していいのか？学校の支援級の先生でもよく分かっておらず、話し合いをしてもいまひとつよく分からない終わり方になる。

母子家庭なので私が亡くなった後に困ったことをきちんと口に出して言えるか心配です。日本の福祉サービスは何でも申請式なので、自ら言えない人は置き去りです。障害者の立場に立っているのはNPO法人、国や県や町は来る者のみ対応すればよいスタイルを改善しなければ本当に困っている人への支援はできないと思います。
- 軽度の障がいの場合、情報が入りにくく、利用もしにくいと感じることが多いです。今は親がいろいろと調べたり相談したりしていますが、将来一人になった時、取り残され、社会から切り離されるのではという不安があります。本人に直接繋がる窓口が欲しいです。
- 父と二人で住んでいる。父が死亡した時の将来が心配

## 【制度（福祉サービス等）について】

### 〈本人〉

- 福祉関係の事はだいたいわかるがもっと障害支援についてくわしく知りたい。資格はもっているが忘れていた部分があるから色々なことも知りたい。

障がい者団体の活動や行事、ボランティア活動に参加したいと思っているが、市報や町報など簡単に見られる場所で情報を目にした事がないように思う。活動の内容にもよと思うが、たとえば祭の広報を大々的に行うように団体の希望があれば分かりやすい方法で周知される事を望んでいます。
- 休日の過ごし方や、仕事の悩み等、話しやすい相手が必要だが、どういうサービスが利用できるかわからない。家族の健康が心配である。

問18の認定を受けているのかわからないので回答できなかった。どんなサービスが受けられるのか、本を希望したがくれなかった。本がほしい。(本を失くしてしまった。)家族だったり、彼氏の車でも、手帳割り引きができる様にしてほしい。(交通料金)自分が老人になってからのお金の不安をとりぞいてくれる様な制度がほしい。どんなサービスが受けられるのか、きちんと本を提供してほしい。
- 情報をもっと欲しい。どこに相談した良いのかわからない。どんな相談が出来るのか。ネットで情報を得る事が難しい。スマホ使えない。気軽に相談出来る所があれば良いと思う。ちょっとした話が出来る所。

医療型児童発達支援…先生がお忙しく通院受診の予約をとるのにかなりの時間を要する。その時間、PT、OTの受診も受けることができず困った一年であった。臨機応変に対応してもらえたら有難い。
- 放課後等デイサービスを2ヶ所登録し利用しているが、人的環境は申し分ないのだが、1ヶ所の事業所では眠る以外は靴を脱いで過ごせるスペースがなく、イスに座っての活動になってしまっている所が気になる。長時間イスにて座位で過ごしている為、靴を脱いで活動できるスペースがほしい。→施設に対して補助金等の手当ては出ないでしょうか。

どういったサービスがあるのか、どうしたらそのサービスを利用できるのかわかりやすく教えてくれるところが欲しい。(病院と地域の福祉課)(病院と病院の相談員)の連携を何度もこちらからお願いし、約1年も連携に時間がかかり、あっちに相談、こっちに相談と大変だった。
- 精神疾患により身体にも影響があり、いろんな病状がでてしまうが、その際に移動支援をお願いしたが、それはないとかお金がかかる所しかなく、頼る親戚もなく不安になった。新しい対策や級に関係なく支援(お金)や(移動支援)もつけて頂きたい。決まった内容以外では支援を受けられなくて困っている。(1人おりだけでもいろんな支援が可能になる様に新しい枠をかえて下さい)

先日、障害サービスから介護保険のサービスに変わられた家族の方から、「覚悟はしてたけど、日中一時とかが使えなくなり、生活のリズムが変わってしまった」という話を聞きました。介護保険が優先になるとなっているので、仕方ないと思いますが、子供の頃から障害サービスを利用している方にとっては、年齢がくればそうなるのだと思っていても、いろいろ考えられる事はあると思います。スムーズにサービスの移行ができるよう、障害部局と、介護部局との連携がうまくできるよう、普段からの業務から連携できるように、市町への細かい助言、取り組みを望みます。
- どういったサービスがあるのか、どうしたらそのサービスを利用できるのかわかりやすく教えてくれるところが欲しい。
- どういったサービスがあるのか町報とかで知らせてもらえると嬉しいです。
- 介助者がもっと楽になるような政策(日中は仕事で休む時間がない)

### 〈家族〉

- 障がいの程度や様子など、どこまでの機関が把握するのか知りたい。家族以外(学校など)に様子を聞いたりすることはあるのか。もし聞いているならそれを本人に確認するのか？



- グレーゾーンや発達特性のある子の支援がもっと充実してほしいし、いろいろな制度やサービスを自分で調べなくてはいけない環境ではなく、もっと広くアナウンスしてほしい
- 家族が高齢になり本人が1人になった時の支援者や、支援制度など、親子で知っておく必要がある。
- 今回のコロナのような場合、介助者が感染した場合残された要介護の方はどのように対応してくれるのか(行政)。情報が何もない。全体的に情報がない。何をどう聞いていいかわからない。公共施設で大人のオムツの替えられる場所の増、周知。

## 【その他(どこにも属さないものや要望)について】

### 〈本人〉

- 携帯電話の契約やアプリの設定など教えてくれる人がほしい
- お話が出来ません(本人の思いはあるのですが)
- バス停が遠く外出が難しい。タクシーは高いのでなかなか利用できない。1人でも外出しやすい環境が欲しい。
- 以前住んでいた都市ではあった、障害の等級に応じて上限のある指定ゴミ袋の配布があればいいと思いました。
- 耳が聞こえにくく、補聴器をつけています(身体6級)。補聴器をはずすと音が入らなくて右耳難聴、左耳低下で左だけ補聴器をつけると音が入り聞こえますが、小さい音や声は聞こえにくくて困っています。大きな音や声ははっきりと分かります。
- 何故私にこの調査が送られてきたのか？よくわかりませんでした。
- 自立支援関係の医療機関は受診者が多く予約が1~2ヶ月待ちとなっている。増えている患者に対応できていないと思う。  
日頃からコンタクトを装着している(特殊)、眼鏡等購入にもとてもお金がかかる。なくしたり、壊れたりすることがあるので、日常生活用具として保障してもらえると助かる。コロナ禍でマスクを着用するようになったが不衛生。学校でのマスク着用(外は着けなくていい)など、もう一度見直しをしてほしい。
- 今回の質問は、あまり私の回答は必要ない気がします。難病ではありますが、障害とまではいかないのでも…難病ですが、この度軽度という事で、支援から外れました。しかし、毎回(毎月)の通院と、お金は必要なので大変困難です。完治する薬を作ってください。
- 部落の行事とか役員の順番とか半強制的にやらされて辛い。  
神経系の障害は原因不明な時もあり、神経の不具合の為全身症状が有り、全ての体の動きが悪く、他、しびれ(全身)等あり、生活が困難です。ゴミ捨て場が家から300mほどあり、捨てるのさえ大変です。一人になったら今の所では生活は無理です。家の中の事は出来ても外出がままならない状態ですが、援助を受けにくいのが残念です。
- 中途半端な回復をしている者に対しての支援が他の市町村より劣っているように感じます。自立を目指しリハビリを続けていても！！安全性を求め福祉用具を借りたくても、なかなかOKが出なかったり！！家庭状況をもっと理解して欲しいと思います。お金があれば自費で色々できるでしょうがお金のない私は現状維持が精一杯！！シェアハウスのような障害者用のアパートができればいいですね(笑)家賃が安くて……

### 〈家族〉

- 現在は高3で就労については実際に働いて収入を得た上で本人がどう思うのか話し合ってみようと思います。現段階ではまだ分からないので、アンケートに答えづらいところもあります。
- 私達は世の中からとりこぼされている家族なので、お話してもまず理解されないとされます。ただただ生きづらさの中の日々、わずかな人のおかげで生活しています。
- 行政の支援センターを利用しましたが県職員の方の異動が多く、対人が苦手な子供も疲れてしまい「やめたい」と言い通わなくなりました。親も職員が変わるたびに同じことのくり返して進捗がなく異動がなければと思いました。
- 親が介護できなくなる前に施設入所させてもらいたいが、病状がどの程度まで回復するのか、グループホーム？施設？。しかしどこも定数が少なく早くからの予約が必要とのこと、施設の数が増えて待機なく入所できたらと思います。スタッフのいじめ等が新聞等に載り、問題の多い利用者が不当な扱いをされるのでは？心配しています。スタッフ教育に力を入れてほしい。
- コロナ禍の中、近場でも外食したり、同居でない親族等が来て一緒に食事をして、作業所に行けない状態…もう少し何とか対処した作業所はないでしょうか？

- まだ小学3年生なので(今後の成長なども考えると)どのような準備をしてゆけばよいのかまだ分からないので情報を集めてゆきたいと思います。
  - 落ち着いた生活を送るのは大変。アンケートの意味がわかりにくい。
  - 訪問介護してくれるヘルパー事業所が極単に少なく(私の所では現在1事業所だけ)自宅で介護出来る体制が整っていないと痛感しています。
- ショートステイを使いたいけど、コロナで事業所見学が出来ず、県立の施設なのにそもそも職員が足りないのか受け入れをしていない。施設を増やしたり、突発的な時にすぐに利用出来るような環境になれば良いと思う。医療的ケア児のサービスは進んでいると思うが、知的がある子のサービスがなかなか充実しないと感じている。

## 〈介助者〉

- フルタイムも選べるようになったら、良いかと思います。あとは家を出られるように家賃の補助、格安の住宅に入れるような支援があればと思います。
- パソコンやタブレットも使いたい。感染症対策してほしい。
- 移動支援業者、ヘルパー不足(中部)
- 知的障がいがあり、定期通院が大変。通院つきそいなどのサービスがあれば利用したい。